

第八十四回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十六号

昭和五十三年四月十四日(金曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 嶋田 宗一君

理事 羽田野忠文君

理事 保岡 興治君

理事 稲葉 誠一君

上村千一郎君

二階堂 進君

西宮 弘君

長谷雄幸久君

加地 和君

出席國務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

法務政務次官 青木 正久君

法務大臣官房長 前田 宏君

法務省刑事局長 伊藤 榮樹君

委員外の出席者

青少年対策本部 参事官 石瀬 博君

警察庁刑事局捜査第一課長 加藤 晶君

警察庁警備局公安第三課長 福井 与明君

文部省大学局学生課長 石井 久夫君

法務委員会調査室長 清水 達雄君

委員の異動

四月十二日

辞任

正森 成二君

加地 和君

補欠選任

安田 純治君

山口 敏夫君

同日

辞任

安田 純治君

山口 敏夫君

補欠選任

正森 成二君

加地 和君

同日

辞任

加地 和君

補欠選任

田川 誠一君

同日

辞任

田川 誠一君

補欠選任

加地 和君

同日

辞任

原 健三郎君

補欠選任

中島 衛君

伊藤 公介君

同日

辞任

中島 衛君

補欠選任

原 健三郎君

加地 和君

伊藤 公介君

本日

の会議に付した案件

参事官

警察庁刑事局捜査第一課長

加藤 晶君

警察庁警備局公安第三課長

福井 与明君

文部省大学局学生課長

石井 久夫君

○嶋田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○西宮委員 提案されております今回の法律について若干お尋ねをしたいと思いますのでありますが、この間の稲葉委員の質問、政府委員の御答弁、聞いておたのすけれども、なかなかわかりにくくて、どうも本当にわかりにくい法律だという感じがしたわけですね。これは私の頭が悪いせいでしょうか。それとも、われわれみたいな頭ではなかなかわからない。やはり法律をもう少しわかりやすくできないものかという感じがするわけですが、私、頭が悪いというのは全く紛れもない事実なんですけれども、しかし多少謙遜をしているわけなんです。その謙遜しているというのは、大体私も日本人の平均的な理解力を持っているだろうというふうにはうぬぼれているのですが、そうすると、私がわからぬというものは、大体日本の国民の大半の者がわからないということになるのじゃないかという感じがするわけですね。

そこで大臣に一つ伺いたいのですが、まず第一に、この法律が本当に難しき難しきでできてきたわけですね。もう少しそういう難しき難しき、あるいは次から次へと建て増しをしたり、そういう法律でない法律にできないものかという感じがするのですが、今度例の改正刑法法ができたならばこの法律は存続をするのですか。

○瀬戸山國務大臣 今度の法律、難しき難しきといいますが、そういう御意見がありました。御承知のようにこういう特別な事態が起こりますときには、それに対応する法律上の備えをしなければならぬ、申し上げるまでもないことではない

○伊藤(榮)政府委員 刑法全面改正に關しましては、御指摘のように改正刑法草案を発表してあるわけでありまして、この改正刑法草案は一応の考え方といまして、各種刑罰法令のうち刑法に規定するのはいくつかではないかと思われものを全部改正刑法の中に取り込むというふうな形で一応の規定がなされておるわけですが、このままの形で刑法全面改正に踏み切るかどうか、いま慎重に検討しておるところでありまして、たとえば刑法典に盛り込むということになりますと両罰規定というものが働かないようなことになることも考えられますし、それから刑法総則に両罰規定に關する規定を置くかどうかという根本的な問題を初めとしたしまして、各種特別法の中で果たして網羅的に刑法典へ取り込んでいいかどうかというふうな問題がございまして、鋭意検討しておるわけでございます。御承知のように改正刑法草案の中にはハイジャックの罪なども取り込むという形で現在整理がされておるわけでございますが、しからば航空危険罪の方はどうかと、そう

○嶋田委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。西宮弘君。

○西宮委員 提案されております今回の法律について若干お尋ねをしたいと思いますのでありますが、この間の稲葉委員の質問、政府委員の御答弁、聞いておたのすけれども、なかなかわかりにくくて、どうも本当にわかりにくい法律だという感じがしたわけですね。これは私の頭が悪いせいでしょうか。それとも、われわれみたいな頭ではなかなかわからない。やはり法律をもう少しわかりやすくできないものかという感じがするわけですが、私、頭が悪いというのは全く紛れもない事実なんですけれども、しかし多少謙遜をしているわけなんです。その謙遜しているというのは、大体私も日本人の平均的な理解力を持っているだろうというふうにはうぬぼれているのですが、そうすると、私がわからぬというものは、大体日本の国民の大半の者がわからないということになるのじゃないかという感じがするわけですね。

そこで大臣に一つ伺いたいのですが、まず第一に、この法律が本当に難しき難しきでできてきたわけですね。もう少しそういう難しき難しき、あるいは次から次へと建て増しをしたり、そういう法律でない法律にできないものかという感じがするのですが、今度例の改正刑法法ができたならばこの法律は存続をするのですか。

○瀬戸山國務大臣 今度の法律、難しき難しきといいますが、そういう御意見がありました。御承知のようにこういう特別な事態が起こりますときには、それに対応する法律上の備えをしなければならぬ、申し上げるまでもないことではない

○伊藤(榮)政府委員 刑法全面改正に關しましては、御指摘のように改正刑法草案を発表してあるわけでありまして、この改正刑法草案は一応の考え方といまして、各種刑罰法令のうち刑法に規定するのはいくつかではないかと思われものを全部改正刑法の中に取り込むというふうな形で一応の規定がなされておるわけですが、このままの形で刑法全面改正に踏み切るかどうか、いま慎重に検討しておるところでありまして、たとえば刑法典に盛り込むということになりますと両罰規定というものが働かないようなことになることも考えられますし、それから刑法総則に両罰規定に關する規定を置くかどうかという根本的な問題を初めとしたしまして、各種特別法の中で果たして網羅的に刑法典へ取り込んでいいかどうかというふうな問題がございまして、鋭意検討しておるわけでございます。御承知のように改正刑法草案の中にはハイジャックの罪なども取り込むという形で現在整理がされておるわけでございますが、しからば航空危険罪の方はどうかと、そう

○嶋田委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。西宮弘君。

○西宮委員 提案されております今回の法律について若干お尋ねをしたいと思いますのでありますが、この間の稲葉委員の質問、政府委員の御答弁、聞いておたのすけれども、なかなかわかりにくくて、どうも本当にわかりにくい法律だという感じがしたわけですね。これは私の頭が悪いせいでしょうか。それとも、われわれみたいな頭ではなかなかわからない。やはり法律をもう少しわかりやすくできないものかという感じがするわけですが、私、頭が悪いというのは全く紛れもない事実なんですけれども、しかし多少謙遜をしているわけなんです。その謙遜しているというのは、大体私も日本人の平均的な理解力を持っているだろうというふうにはうぬぼれているのですが、そうすると、私がわからぬというものは、大体日本の国民の大半の者がわからないということになるのじゃないかという感じがするわけですね。

そこで大臣に一つ伺いたいのですが、まず第一に、この法律が本当に難しき難しきでできてきたわけですね。もう少しそういう難しき難しき、あるいは次から次へと建て増しをしたり、そういう法律でない法律にできないものかという感じがするのですが、今度例の改正刑法法ができたならばこの法律は存続をするのですか。

○瀬戸山國務大臣 今度の法律、難しき難しきといいますが、そういう御意見がありました。御承知のようにこういう特別な事態が起こりますときには、それに対応する法律上の備えをしなければならぬ、申し上げるまでもないことではない

○伊藤(榮)政府委員 刑法全面改正に關しましては、御指摘のように改正刑法草案を発表してあるわけでありまして、この改正刑法草案は一応の考え方といまして、各種刑罰法令のうち刑法に規定するのはいくつかではないかと思われものを全部改正刑法の中に取り込むというふうな形で一応の規定がなされておるわけですが、このままの形で刑法全面改正に踏み切るかどうか、いま慎重に検討しておるところでありまして、たとえば刑法典に盛り込むということになりますと両罰規定というものが働かないようなことになることも考えられますし、それから刑法総則に両罰規定に關する規定を置くかどうかという根本的な問題を初めとしたしまして、各種特別法の中で果たして網羅的に刑法典へ取り込んでいいかどうかというふうな問題がございまして、鋭意検討しておるわけでございます。御承知のように改正刑法草案の中にはハイジャックの罪なども取り込むという形で現在整理がされておるわけでございますが、しからば航空危険罪の方はどうかと、そう

然に私は強盗の場合はそれで結構だと思ふのだけれども、航空機とか艦船とかについて取得をするというような観念はきわめて不適当だ。どうお考えですか。

○瀬戸山山務大臣 西宮さん、最初、まあ中以上くらいだとおっしゃいましたが、中以上どころの騒ぎじゃない、文字の問題、用語の問題については最高の知識を持っておられるように承りました。用語の問題でございまして、できるだけその事態に合うようにすることが適当だと私も思います。非常に傾聴に値する御意見をいま承ったわけでございます。

飛行機だからあるいは船だから強取ができないというわけでもないと思ひますけれども、たとえば昔は、これはよいこととてございまして、海賊なんか船を取ってそれを売り、これはまさに強取に入るわけでございまして、細かい用語の問題としてはどうかとて、なるほど改正刑法草案案には、こういう飛行機や艦船等の場合には強奪、これが、おっしゃるのを承りますと世間常識的に態様を考えるのは非常にふさわしい表現のように思ひます。でありますから、将来刑法全面改正の問題とあわせて考えるときには、もう少し用語の問題を検討する必要がある、かように考えます。

○西宮委員 こういう問題に長くこだわらるつもりはありませぬけれども、さつき私が申し上げた船舶、航空機の強奪という改正刑法の百九十九条です、これに対応する現行法は何かということ、これはもちろん政府で、法務省で出した資料です、その対応する法律としては、航空機の強奪等の処罰に関する法律とて、下の欄に書いてあるわけですね。ですから、改正刑法はこれを訂正して強奪にしている。だから、恐らくそういう点は十分検討して区別をしたと思うのだが、私はもう一遍言え、いわゆる航空機の強取というのは適当じゃない、そういう判断から改正刑法の方で強奪という言葉を使ったのだらうと想像するのです。そして、しかも、法律用語としてはともかくとしても、世間では使っていない言葉なんぞ

すから、あえて強奪なんということを言わなくてよいと思ふのです。だから、そういう点もぜひ法律をわかりやすくしてもらいたいという一つとして指摘をしたわけです。

質問したい点は、まず大臣の提案の趣旨の御説明について伺っていきたく思ひます。まず、冒頭に、一部過激分子による航空機乗っ取り云々というふうなことが出てくるわけですが、いわゆる過激派あるいは過激分子という言葉、このことについて伺いたいと思ふのであります。これは無論、法律の本文の方にはそういう言葉があるはずはない、これは当然だと思ひますが、その法律としては、いわゆる過激派あるいは過激分子でもいいですが、過激分子というのは、二人以上が共同して、凶器を示して逮捕監禁をした、これに該当するのはいわゆる過激派だ、こういうふうに認定するわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 そうではございませんで、提案理由説明で大臣が述べになりました中の過激分子という言葉は、要するに独自の主義主張を持ちまして法秩序をあえて踏みにじる、そういう行動に出る最近における一部の人物、これを過激分子と呼んでおるわけでございまして、その一部の過激分子による最近の事象、これを契機といたしましてこの立法を行うわけでございまして、そうであるからと申ししても、二人以上共同して、凶器を示して云々というものがすなわち過激分子ということになるわけではございません。

○西宮委員 いま局長が言われた最近の過激分子のいわゆる犯罪の特徴というものは、お述べになったとおりのことですか。それを法文にあらわす場合、大臣の提案理由の説明には、過激分子を対象にするというところを書いてあるわけですが、それを法文でいう場合にはどう規定の仕方をするわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 過激分子だけを対象にして立法したというふうに申し上げておるわけではございません。最近の一部過激分子による異常な事象、こういうものが発生しておることにかんがみ

まして、この過激派等によって犯される事例の多いような形の犯罪というものを的確にとらえるような構成要件をつくって対処したい、こういうこととてございまして。したがって、構成要件をそういう観点から一応しぼって定めておられますけれども、この構成要件に該当する限りにおいては、前にも御説明申し上げましたが、先般ございしたたとは長崎で起きたバスジャックと言われ、また事件、こういうふうなものでございしても当然第一の適用がある、こういうこととてございまして、過激分子が犯すのを常としておるような犯罪類型に対処するわけでございまして、その構成要件を定める限りにおきましては、その構成要件に該当する行為はこれによって処罰をされる、こういう結論になるわけでございまして。

○西宮委員 できた法律ですから、でき上れば過激分子と同じような犯罪行為、それに適用されるというものは当然だと思ひます。しかし、それでは大臣の提案の趣旨説明というのはいささか不適当です。あるいは不十分です、不完全です。なぜならば、始終一貫して、過激分子による航空機の乗っ取りあるいは在外公館云々、至るところに大変長い趣旨説明であります、終始一貫してそれだけを述べているわけですね。おかしいじゃないですか。

○瀬戸山山務大臣 提案理由に申し述べておりますのは、最近の社会情勢、それが多くはいわゆる過激分子によって御承知のような事象がたび重なつておる、こういう情勢、社会現象の推移を述べたわけでございまして、それに対応するためにはこういう法律をもって臨まなければならない、こういうこととてございまして。たとえば、そういうことが行われますと、いわゆる特殊な考えを持つておる一連の過激分子でなくとも、そういうものをまねるといいますか、見習うといいますが、同じような行為に出ることがあり得るわけでござい

ます。たとえば、先ほどお話が出ました長崎におけるいわゆるバスジャックと称するもの、日本赤軍という言葉ではありませんが、われわれは阿

蘇赤軍である、こういう一つのまねた行動であらうと思ひますが、これは先ほど申し上げましたように、最近の社会情勢を説明するために申し上げて、それに対応するためにはこういう法律が必要だ、こういうことを申し述べておるのであります。矛盾とは私は考えておりません。

○西宮委員 あえて矛盾とは私も申し上げておらないので、ただ、きわめて説明として不十分であり、不完全であるというところを申し上げたのです。つまり、大臣が述べておられることは、過激分子を対象として終始一貫しておるわけですね。だから、それがそうじゃない、別なものもあるのだ、バスジャックとかいうか、いわゆる過激分子とは縁のないそういうものも対象にするのだということであれば、やっぱりそういうことは趣旨説明の中に明らかにすべきだと思ふ。そういう点で大変不十分な趣旨説明だということだけを指摘して、この程度にいたしておきます。

それでは、きょうは警察庁あるいは総理府、文部省からもおいでをいただいておりますので、ちよつとお尋ねいたしますが、いわゆる過激派、あるいは過激分子、どちらでもよいしいけれども、そういうものについては政府部内で見解が統一をされているのでしょうか、どうでしょうか。

○福井説明員 警察の場合には極左暴力集団という言葉を使っておりますが、これはできましていささかそれがそれでございますので一括して極左暴力集団の概念を申し上げるのはなかなかむずかしいわけでございまして、ごく平たく特徴を申し上げますと、たとえばトロツキズムとか、もちろんマルクス・レーニン主義もそうでございますが、それから毛沢東思想、いろんな思想をこつた煮風にして自分たち独自の主張をすると思ひますが、そういう特徴がございまして、それから行動面では、もう委員御承知のように、内ゲバ殺人をやったり爆弾事件をやったり大規模な暴行をする。そういう暴力でもってみずからの主張を達成しようとすると思ひますか、そういう特徴を持ておる集団、こういうふうに理解いたしております。

す。

○石瀬説明員 過激派分子と言われるものにより、ます近年の犯罪行為につきましては、非常に私どもとしては遺憾に存じております。ただ、いわゆる過激派分子によります犯罪行為といふものは、私ども平素扱いなれております一般の少年非行とはやや性格の異なるものであろうかというふうな感じがございまして、したがって、私どもが編集いたしました青少年白書等においてもこれまで触れるところがなかったわけでもございしますが、そういった者たちにつきましても、人格形成その他の面におきまして、幼いころからの家庭とか学校とか職場とか、あるいは広い意味での社会におけるしつけとか教育とか指導とか管理、そういった問題もあるように思ひますし、それから若い人たちの健全なエネルギーの発散の場が果たして十分にあるかどうかというふうな問題もございします。そういう面におきまして青少年行政とかかわりがあるというふうな感じでおるわけでもございします。今後とも警察その他関係の省庁とよく連絡をとりながら協議をしてまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○石井説明員 私どもの方では通常警察庁で使われております把握の仕方によって理解しているわけでもございします。

○西宮委員 いま私は、要するに世間で言う過激派あるいは過激分子、こういうものに対して政府ではどういう認識の仕方をしていられるのであろうか、それが統一しているかどうかというふうなことをお尋ねをしたわけ、後でいま回答をいただいた三人の方に、実態等についてお尋ねをしたと思うので、後でまたそれは別個にお尋ねをしたいと思ひます。

もとに戻りまして大臣の趣旨説明に戻りますけれども、大臣は「政府としては、かかる事態を前にして、かねてから各般にわたる防止対策を強力に推進してまいったのであります」という述べておられますけれども、そのいわゆる強力に推進をしてきた防止対策というのは、どういうことが実際

に実施をされたのか教えてください。

○伊藤(榮)政府委員 かつて昭和四十八年であったと思ひますが、日航機のハイジャック事件が起きたところから、政府といたしましては、この種の犯罪の防止対策を定めましてこれに対処すべく努力をしてまいったのでございします。その対策に、さらに先般のダッカ事件にかんがみまして所要の措置の追加をいたしまして、昨年十一月八日、ハイジャック等防止対策というものが定められておるわけでもございしますが、その中にもそれまで強力に推進してまいりました防止対策も含まれておりますので、そういう観点から、この防止対策につきましても、御説明申し上げます。

まず、立法面等の観点で申し上げますと、いわゆるハイジャック関係の三法、これを締結、加盟いたしましたほか、国内立法といたしまして、すでに御承知の航空機強取処罰法を制定する、あるいは航空危険処罰法を制定するというような立法措置を講じておるわけでもございします。さらにそういう関係条約の加盟を増加させるための努力をする。それからまた、警察庁を中心としたしまして国際的な捜査協力体制を強化すること、これは御承知のICPO、国際刑事警察機構を通じての活動が多いわけでもございしますが、そういうことを図る。それからさらに、特にハイジャック関係につきましても乗客の手荷物あるいは搭載荷物のチェックの強化、こういうようなことをやっております。それからさらに外務省の関係におきましては、旅券の発給あるいは査証の問題に関しまして、いわゆる過激分子と言われるような者をなるべくチェックしていく、こういうような努力がなされてきたわけでもございまして、そのことを大臣の提案理由説明の中で「かねてから各般にわたる防止対策を強力に推進してまいった」というふうなふうに申し上げておるわけでもございします。

○西宮委員 本日は、その防止対策を強力に推進したということになれば、同じような犯罪は起こらないわけですね。ところが「よど号」の次に、いまの昭和四十八年の日航ジャンボ機の問題があ

るし、さらに最近のダッカ事件もあるというふうなことで、航空機でない事件はそれ以外にもたくさんあったわけですね。少なくとも「各般にわたる防止対策を強力に推進してまいったのであります」と大みえ切つて胸を張つて言えるほどのことじゃないのじゃないかと思うのです。法律を改正したりあるいは新しい法律をつくったり、あるいはまた現場でポデューチェックをするとか、あるいは旅券の規制の問題とか、いろいろそういうことも制度を改正しておやりになったことはよくわかります。しかし、昭和四十五年の「よど号」あそこを起点にしておるもので、私は、少なくとも皆さんの事件が起こつておる中で、私は、少な

くともこういう言葉で「各般にわたる防止対策を強力に推進してまいったのであります」と言つて大みえを切るほどではないのじゃないかという感じがするわけですね。しかし、いま伺つてみますと、いま御答弁になられたあの程度のことではどうか、それ以上ないのでしょうか。したがって、この程度にしておきますけれども、防止対策を強力に推進したいと考へたけれども、そのとおりにはいかなかったという説明ならば、大臣の説明としてはまさに実態そのものだと思う。その辺にも、私はどうも姿勢が問題だという感じがするわけですね。

それから、これは局長にお尋ねしますが「現行の逮捕・監禁罪あるいは強要罪等をもつてしては、これに対応するに十分とはいえない」、大臣の説明の中にありますけれども、この点は、いま読み上げたような現行の法律で間に合わないというのとはどの点ですか。

○伊藤(榮)政府委員 二点から申し上げられると思ひます。

まず第一は、こういった凶悪な手段によつて人を逮捕監禁して、これを人質にして無法な要求をするという卑劣きわまりない行為に対して、正面からこれを処罰する規定がないことは適当でないということが一つ、それから、さしあた

り現行法上の罰則を活用するといひましたとしても、最も典型的な場合を考えますと逮捕監禁、それから刃物を持つておれば銃刀法違反というふうなことになるわけでもございします。それにいたしまして、このような卑劣きわまりない行為に臨むに相当な刑が盛れない、こういうことになるわけでもございまして、その両面から必要性がある、こういうふうな考えでございします。

○西宮委員 特に罰則を強化したという点は非常に明瞭なわけでもありますが、私は、それだけで果たしてこういう事犯を未然に防ぐということにどの程度の役に立ちのたろうかという根本的な疑問を持つておるわけですね。このことはいわゆる抑止力の問題として改めてお尋ねをしたいと思ひます。

続いて、大臣の説明には「その手段、態様も、さらにはその要求の内容も、ますます過激化してくる」と言ひます。ところが、さういふことが憂慮されるのであります。「さういふこと」が憂慮されるが、手段、態様あるいは要求の内容、これがますます過激化してくるんだけれども、それは、今後はその趨勢はどうなるのか、あるいは手段、態様、内容、こういうものは今後はどういうことが予想されるのかということ

を……。○伊藤(榮)政府委員 これは私どもの常識と異なる考え方を持つておる連中が犯すことでもございしますから、なかなか常識をもつてして推測はできないわけでもございします。近時、諸外国において起きておりますような例を見ておきますと、新聞報道等でも御存じのように、ヨーロッパ方面におきましては、いわゆる要人を人質にとつてとてつもない要求をする、獄中につながられておる一定の団体の関係者を全部釈放しろというふうなことを言う、それから、中には、乗っ取られた飛行機なりあるいは人質なり、こういうものと関係のない第三国にある者の引き渡しを要求する、そういうことが現に出ておるわけでもございまして、わが国の関係におきましてもそういうふうな方向へエスカレートすることが懸念されるわけでもございします。

○西宮委員 いま例に挙げられた中では、まだわが国で出てないのは要人の人質ということですね。これがない。これは外国に発生しているけれども、日本ではないということですが、それでは、日本で予想されるこの種の事犯は要人の逮捕というようにただでいいのでしょうか。ほかに予想される問題はありますか。

○伊藤(榮)政府委員 先ほどもちょっと申し上げましたが、たとえばハイジャックをして第三国の支配下にあるような未決、既決の囚人まで引き渡す、そういう国際間の問題を巻き込むと申しますか、そういうような要求にわたるとした場合も一応推測されるところでございます。

○西宮委員 いずれにしても、将来起こるであろう手段、態様、要求の内容というものを予測するというのは非常に困難かもしれません。しかし、これは申すまでもなく、こういう人たちの犯行は、全くわれわれの常識では考えられないような奇想天外なそういうことが起こり得るわけですね。だから、よほどこれは法律もそれに備えた法律をつくらなければならぬでしょう、同時にまた、たとえば検察なら検察なりそういうところも、本当にこんなことが起こり得るか、とてもと常識では考えられなかったというようにある日突然として起こるといふことはあり得るわけですね。そういう点では、全く奇想天外な事態が起こるということが想像されるので、そういうのに十分備えていかなければならぬと考えるわけです。

続いて、大臣の所信表明の中では「不退転の決意を持ってこれに対処し」と言われておりますが、これはどういう内容を指すわけですか。——これは大臣でしょうか。

○瀬戸山國務大臣 いま言われましたように、どういふ要求が出るか、これは想像しかねるわけでございます。いろいろな場合を想定することは可能でございますが、これはもう異常な考え方の連中がやるわけでございますから、何が出るかわからない。しかし、その要求に応ずるといふことで

は——彼らのねらいは、率直に申し上げて、日本の場合には日本の政治、経済あらゆる国家形態を変えるという、それがねらいでございますから、そういう者の要求を一切聞いておつたのでは、わが国の現行憲法下における法治国家の形態は崩される、そういうことは断じて要求に屈するわけにいかない、こういう決意でございます。

○西宮委員 大臣はこの前のダッカ事件以来、あの当時しばしば、血を流してもこれに対処するんだということを言われたのでありますが、そのいわゆる「不退転の決意」というのはそういうことを意味するのでしょうか。

それからもう一つは、血を流してというのは、だれの血を流すんだということですね。お答えください。

○瀬戸山國務大臣 血を流すことを好むものじゃありません。たとえばハイジャックの場合は、いわゆる人質を擄んで、そしてその生命身体に非常な危険を生じさせて、その人命との取引のもとで要求するわけでございますから、そういう要求に応じない、こういう場合には、人命を助けるためにいろいろ手段を講じなければならぬ。その場合に、時と場合によつては、だれの血を流すというわけじゃありませんが、血を流すこともあり得る、こういうことを覚悟しなければ問題は解決しない、こういう意味でございます。

○西宮委員 つまり、私がだれの血と言つたのは、犯人の血か、捜査陣というかそれを制圧しようとする人々たちですね、そういう人の血か、あるいはもう一つは、人質にされた人の血か、こういうこととです。

○瀬戸山國務大臣 いわゆる人質あるいは乗務員等の救出が重大問題でありますから、その作業をする場合に、場合によつては、あるいは犯人、あるいは乗務員、あるいは乗客、そういうものの血を流す場合もあり得る、こういうことでございませう。そのくらの決意をしなければ、エスカレーターすればこれは処置できない、かように考えております。

○西宮委員 最悪な場合を想像すると、要するに、いま仮に航空機の場合を想定すれば、その航空機の中にいる人質と、それから犯人と、それがとも全部血を流してしまふということもあり得る。そうすれば、それを覚悟すれば、この種犯罪はやつてもむだだということを彼らにも知らしめる結果にはなるでしょう。つまり、彼らが不当な要求を出す、しかしその要求には一切応じない、応じられない。したがって、ということになれば、勢い航空機は爆破されるか墜落するか、何かせざるを得ないということになるでしょうから、だから犯人並びに人質の血を流すこともあえて辞さないんだということであれば、その要求は拒否して、したがって、こういうことをやってもばかばかしいという認識を与えるということにはなるだろうと思うのだけれども、そこまで考えておられるわけですか。

○瀬戸山國務大臣 世界じゅうの国々がこういう者を受け入れない、こういう者を処断する、こういうことが確立すると、彼らは一つの目的を持つてやつておるわけでございますから、目的を達成することができないんだということになれば、彼らも生き物でありますし、また、一つの目標が、こういうばかばかしいことをしてもだめなんだということになるれば、これはおさまると思ひます。しかし、いまの世界情勢ではまだそこまで、努力はしておりますけれども、行つておらないのは御承知のとおり。しかし、いずれにいたしましても、それは勝手にさせてはつておくれ、こういうなまやさしいものじゃありませんから、あらゆる努力を重ねて、その間に一部血を流す場合があつても、要求に応じて、そして国家の崩壊を招く、こういうことは断じてしてはならない、かようなこととでございます。御承知のとおり、西ドイツがやりましたものも一部血を流す結果になつた。そういうことがあつてもやむを得ない、かようなこととでございます。

○西宮委員 私が申し上げていることも、いずれも仮定しての話ですから、これ以上議論しても仕方がないと思ひるので……

大臣の所信表明の中には、最後に「刑罰の本来有する犯罪抑止力と相まって、犯人に要求を断念させ、人質を安全に解放させる」これが目的だといふふうを書いておられるので、私はぜひとも、そのいわゆる抑止力という問題について少しお尋ねをしたいのですが、これは後でまとめてお尋ねすることにいたします。

続いて、本論の方に入りたいと思ひますが、まず第一に、この法律の表題、タイトルであります。「人質による強要行為等の処罰に関する法律案」こういうことになっておりますので、二、三の点をお尋ねしたいのですが、まず第一に、「人質」という言葉はどういう内容なんですか。

○伊藤(榮)政府委員 人質にすると申しますのは、逮捕されあるいは監禁された者の生命身体等の安全に関する第三者の憂慮に乗じて、釈放、返還あるいは生命身体等の安全に対する代償として、第三者に作為または不作為を要求する目的で被逮捕者などの自由を拘束することをいうわけでございます。わが国の立法例としては、昨年御可決いただきました航空機強取処罰法の一部改正において初めて成文化したものでございまして、諸外国を見ますと、ドイツ刑法には人質罪というのがございまして、人質という概念をそのまゝ使っております。オプフェルスとなつております。それから、フランス刑法におきましても人質罪がございまして、オタージュという言葉を使つております。それからアメリカは、法律協会の模範刑法典におきましても人質という概念を使つておまして、ホステージというふうな言葉を使つておまして、一応常識的な観点からもあるいは諸外国の立法等の観点からも、ただいま御説明申し上げたような趣旨に人質ということとは理解されておる、こういうふうな考えでおります。

○西宮委員 法律用語としては今日まで十分に使用されてこなかった用語でありますから、紛らわしいことが起こると大変だと思ひますが、そういう点を十分注意していただきたいと思います。

私も人質というのは何だろうかというので調べてみたのですけれども、有斐館の法律学辞典によりますと、一つは戦時国際法に基づいた人質ですね、これははっきり書いてある。それから、日本においては、わが国の法制史上は人質というのは上代から江戸時代に至るまで行われておった、こうい

うことで、いわゆる借金のかたにとるとか、そういうことが現実に行われておったということだと思えますね。これはこの法律学辞典ではありませんけれども、特に日本は人質というようなものに対応する一種の土壌というか風土というか、そういうものがあるのじゃないかと思うのですよ。つま

り、昔の参観交代なんというときに家族を人質にしておく、人質というか、家族を江戸に置いておくといったようなことが現実には人質として利用されたわけですね。そういうことが歴史的にも当然だというふうに言われてきた。したがって、人

を担保に取ることが大したことでないように、あの江戸時代ならばむしろそのことはあたりまえのこととして行われておったわけですね。だから、そういう風潮が今日でも残っておりとするならば大変恐ろしいことなので、人間を担保に取

るということは絶対に排撃しなければならぬと思うのですが、言葉としても非常に新しい言葉ですから、十分範囲を明確にして間違いが起らないようにしていただきたいと思うのです。

そこで、ひとつお尋ねをしたいのですが、この

法律で言うところの「人質」は、いつから始まっていつ終わるのだということですか。

○伊藤榮 政府委員　ごらんいただきますように、この人質は、これをいわゆるカタにとって第三者に対して無法に要求をする、こういうことで

でございますから、たとえば第三条に「人質にされている者」こういう言葉がございますが、これはただいま申し上げましたような第一条あるいは第二条の構成条件から申しまして、要求行為があったから安全な場所に解放されるまでの間、これが「人質にされている者」こういうことになるかと解しております。

○西宮委員 要するに、第三者に不当な要求をする目的で二人以上が共同して、凶器を示して逮捕監禁する、それだけで人質になりますか。つまり、第三者に対する不当な要求をするという目的を持って二人以上が共同して、凶器を示して逮捕監禁をするということで成立しますか。

○伊藤(衆議院政府委員) その段階ではまだ人質というものは成立しておらないと思います。それは人質を逮捕監禁しておるということでございまして、人質にして要求するわけでございますから、要求をした時点においてその逮捕監禁された人が人質になる、こういう考え方でございます。

○西宮委員 これは私も実はうっかりしております、人と問答しておつて気がついたのですけれども、そうすると、たとえば要求する以前に飛行機の中の人を殺してしまったというような場合にはこの第三条が適用されますか、どうですか。

○伊藤（衆政府委員） ただいま御説明いたしましたことの当然の帰結といたしまして、要求前に逮捕監禁されている人を殺した場合には第三条の罪は成立しない、こういうことでございます。

○西宮委員 外部からはその人を殺してしまった

かどうかということは全くわからないわけですね。たとえばイタリアのモロさんもう殺されているのか殺されていないのかわからないわけです。殺されていないものとして、要求される側の人、それでは金を出そうとかないとかいろんな

ことを求めているのだ。しかし、事実はおう大分前に殺されておったというようなことになる、その人質はすでに存在しないわけですね、そういうことになる。したがって、いまの局長の御答弁もそういう意味ではもっともだという気もいたし

ますが、外部からは全くわからない状態で、飛行機の中でまだ健在なのか殺されているのかわからぬ、そういうところで殺されてしまった場合にこの法律は適用されないということだと、単なる一般の殺人罪だけが適用される、こういうことになるのですか。

○伊藤（榮）政府委員　非常に卑近な言葉で申し上げ

げますと、要するに質ぐさがないのにあるような顔をして要求しておる、要求された人は同じ程度の憂慮を感じるでありましょうけれども、質ぐさがないわけでありますから、その質ぐさである人を殺したということにはどうもならないのじやないかと思うのでございます。したがって、そ

ういう場合には、ハイジャックとか乗り物を強取
あるいは強奪したというようなケースでございま
す。強盗罪が一面において成立いたしましたり、ある
いはハイジャック処罰法の第一条第一項の罪が成
立したりますので、強盗殺人罪の適用があると思
い得ると思います。しかしながら、たとえば大使

館占拠でありますとか、そういうおよそ奪うという概念が入らないような占拠の仕方の人質となすべき人を人質にするまでに殺してしまおうというような場合は、一般の殺人罪と逮捕監禁罪の併合罪、こういう形になると思います。

○西宮委員 局長の御答弁はわかりましたけれども、人質について、例の今度の改正刑法の討議の資料に書いてあるのと、それからもう一つ「警察学論集」三十六巻の二号というのに載っております人質の定義を持ってきたのでありますが、大体

両方とも同じようですから、前の方の改正刑法の資料だけを朗読いたしますと、こう書いてある。「人質」にするとは、逮捕されもしくは監禁され又は略取されもしくは誘拐された者の生命、身体等の安全に関する第三者の憂慮に乘じ、釈放、返

還又は生命・身体の安全に対する代償として第三者に作為又は不作為を要求する目的で、被逮捕者等の自由を拘束することという。」だから、これだと私がさっき一番初めにお尋ねしたように、そういう目的を持って逮捕監禁するということです。

に人質だということになるといふ説明ではないのですか。

○伊藤（衆）政府委員　ただいま御引用になりましたのは改正刑法草案三百七条の關係の説明だと思いますが、改正刑法草案三百七条は、ただいま御提案申し上げております第一条あるいは第二条とやや異なる規定の仕方をしているわけでございます。

す。すなわち、ただいま御提案申し上げておりますのは「人を逮捕又は監禁した者が、これを人質にして」こういう書き方をしておりますが、改正刑法草案の場合には「人を逮捕し、もしくは監禁し、又は略取し、もしくは誘拐し、これを人質にして、第三者に対し」云々ということになつて

ておりまして、その未遂罪も罰するというような一種の結合犯というような形をとっております。こういう形におきましては、未遂罪を処罰する必要性が出てきますと同様に、ただいまお読み上げになりましたような解釈に当然なってくるのだからと思います。

○西宮委員 改正刑法の三百七条は、これこれ
れを「要求した者は」ということになっておるわ
けですね。ですから、これはもう当然に要求行為
があったわけだから、人質にはなっているといふ
ことなのだ。私がいま読み上げたのは——私、一

部だけとってきてあと破いてしまったので、もう一遍調べてみますが、私がさっき朗読したのは、改正刑法審議の調査資料なんですよ。ですから、いわば公の文書だと思うのですが、それにいま私が朗読したとおりに書いてあるので、それとは矛

盾をするというふうに思うのです。しかし、いまの局長の見解がそのとおり、それがそういうことで明確な政府の公式な見解だということであれば私はそれを了承いたしますから、別に議論はいたしません。

警察の方にお尋ねをいたします。人質というのは、いづいぶんいろいろな事件があります。いわゆる赤軍派だけの問題ではなしに、たとえばわれわれの記憶に残っているのでも、吉展ちゃん事件というものもありました。ああいったような事件もたくさん

さんあると思いますが、最近の要するに一般的な人質、人間を担保にして自分の要求を貫徹するという事件はどういう状況にあるのか、つまり傾向としてどういうふうになっているのか、聞かせてください。

○加藤説明員　まず、いわゆる人質事件の発生状況でございますけれども、昭和五十年では十九件、

翌五十一年では二十七件、五十二年が二十四件でございす。そして、ことしの四月十四日現在までが六件発生してゐるという報告を受けております。それで、昭和五十一年の発生指数を一〇〇といひました場合、五十二年が一四二、五十一年が一二六でございまして、やや増加の傾向を示しておりますということが言えると思ひます。

それで、いま申し上げました七十六件について、どういふ態様で起きているのかということでございますが、場所的に見ますと、一般の民家におけるものが最も多くて二十八件でございす。次いで、旅館あるいは飲食店におけるものが各七件、いわゆるハイジャックが六件、以下、会社事務所とか乗用車内とか、金融機関の店舗とかというふうなところにおいて起きております。

また、この犯行をその目的あるいは理由といひますか、動機というふうなことで分けてみますと、逮捕を免れるためと、これは目的とはちよつと言ひにくいのでございすけれども失恋等による自暴自棄で大した目的もなくやるというふうなものも最も多くて、各十五件でございす。その次に現金を奪うための十三件、国外への脱出を図るための三件、以下凶器を手に入れるためとか、世間を騒がすためとか、特定の人の釈放を求めるためというものが続いております。

○西宮委員 その中で、人質が殺害されたという件数はどの程度ですか。

○加藤説明員 五十年以降の事件におきましては人質が殺されたというのはいません。

○西宮委員 次に、いまこの法律の表題であります「人質による強要行為等の云々」というのですが、「強要行為」というのはむろん本文にはないわけですね。法律の本文の方には「要求」とあるわけですからね。だからこの本文で言うところの「要求」というのを表題で「強要」と言つてゐるのは、要するに、二人以上共同して、凶器を示して逮捕監禁をして、それを人質にして、その要求がすなわち「強要」である、こういう解釈なん

です。

○伊藤(榮)政府委員 現在刑法二百二十三条に「生命、身体、自由、名誉若くハ財産ニ對シ書ラ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ」云々という規定がございまして、これは強要罪というふうな稱しておるわけでございます。この表題に申します「強要行為」と申しますのは、こういう相手の第三者の意思の自由を制圧して何らかの行為をなさざるは行為をさせないというふうなことを、これを強要行為、こういうふうに言つておるわけでございます。

○西宮委員 それじゃ、その次の「強要行為等」の「等」は何ですか。

○伊藤(榮)政府委員 「等」と申しますのは、第三条の罪、これは強要行為そのものではなくて、人質を殺すという行為でございす。これが「等」の中身でございす。

○西宮委員 それはちよつと私は理解できないのだけれども、つまりそういう不当な要求をして、しかも凶器を示して、逮捕監禁をして要求するわけですね。だからいばその延長線上に人を殺すこともあり得るということが出てくるのじゃないですか。

○伊藤(榮)政府委員 確かに具体的な事態としては延長線上に出てくるわけでございますが、第一条または第二条の罪を犯した者が人質にされてゐる者を殺す行為、これは強要行為ではないわけでございます。強要行為の延長線上にある行為でございすけれども、強要行為そのものではない。人を殺すという行為である。こういう意味において「強要行為」という言葉には入らなくて、その下の「等」という言葉に入ってくる、こういう意味でございす。

○西宮委員 そもそも凶器を示すということが構成要件になつてゐるわけですね。だから凶器を示すというのは当然に殺すぞ、要求を聞かなければ殺すぞ、こういうことを言うに違ひないので、凶器を示すというのは、ただ凶器をお見せします、

これがビストルでございすと言つて見せるわけじゃないでしょう。決して殺しはしませんからどうぞ御安心ください、そういうことは言わないわけですね。だから、いやしくも凶器を示した以上は当然に殺すという意思を持って、それを材料にして自分の要求を通そうというわけなんだから、私はこれは当然に予想されてゐることで、全くその延長線上の問題で、別個の問題ではないと考へるのですか、どうですか。

○伊藤(榮)政府委員 きわめて正確に表題をつけるといたしますと、たとえば、人質による強要行為及びその強要行為の延長線上において人を殺す行為等の処罰に関する法律ということになるかも知れませんが、法律の題名としては「等」という一字でその趣旨を明らかにしておるわけでございます。

○西宮委員 それならば刑法の逮捕監禁罪、これは二百二十一条で「前条ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死傷シタル場合は云々」ということになつてゐるわけでした。しかし法律には、第三十一条は「逮捕及び監禁ノ罪」とあつて、逮捕及び監禁等とはないです。これと同じじゃないですか。

○伊藤(榮)政府委員 これは逮捕監禁の類型をこの章にまとめたいという意味において、章の題名は「逮捕及び監禁ノ罪」ということになつておるわけでございますが、法律の題名をつけまうとしますには、およそ題名が中身を一部しかあらわさないというところでは困るわけでございます。したがひまして、第三条を意識して「強要行為等」と、こういうふうな法律の題名としてはつけておるわけでございます。

○西宮委員 私はその必要はないと思ふのです。この刑法の方が第三十一章に「逮捕及び監禁ノ罪」ということを書いて、その中に当然に二百二十一条が盛り込まれてゐるのだから、それと全く同じでいいじゃないですか。第一「等」という言葉は非常に乱用されるきらいがあります。何か事があったときには、あの「等」の中に入つてゐるんだという説明をしようにするのかもしれないけれども、

でも、かえつて紛らわしいと思ふのです。私はそれでいいと思ふのです。「等」を削つたら、それはどういふことになりますか。

○伊藤(榮)政府委員 「等」を削ると第三条の規定の趣旨が表題にはあらわれてゐない、こういうことにならうかと思ひます。

○西宮委員 それでは刑法の第三十一章のこの表題では、二百二十一条の趣旨はあらわれておらない、こういうことになるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 仮にたゞいま御指摘の第三十一章「逮捕及び監禁ノ罪」とありますのが二百二十一条と二百二十一条のこの二カ条からなる法律をつくるといういたしますと、やはり逮捕監禁等の処罰に関する法律ということになるのじゃないかと思ひます。

○西宮委員 それは、そういう別個の法律をつくるか、あるいは章で表現するかということには本質的な違いは全くないと思ふのです。それならば第三十一章は「逮捕及び監禁等ノ罪」と當然すべきだった。しかもそれに類似したのはこれだけではありません。刑法の百十一条、百八条の二項、百二十四条の二項、百二十六条の三項、百二十七条、百四十五條、百四十六條の後段、百八十一條、百九十六條、二百五條、二百十三條の後段、二百十九條、二百四十一條後段、みんなそうです。私はそれでは説明にもならぬと思ふ。

○伊藤(榮)政府委員 私どもの所管からちよつと外れることなのでございす。法令作成上の慣習といひまして、法律の件名には中身を正確に反映するように「等」をつける、章にはそういうものをつけたいというものが内閣法制局でとつておる慣例でございまして、それに従つておるわけでございます。したがつて、先ほども言葉遣ひが適當でないということをおしかりを受けたわけでございます。航空機の強取等の処罰に関する法律とか、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律ということで、最近では法律の題名につきましては中身を全部包含するために「等」という字を用いることが多くなつておる、こういう状

況にございます。

○西宮委員 あれはいと思うのですよ。たとえは航空機強取等の法律というのがありますね。これは航空機のいわゆる強取と、それからはいままでの運輸の支配、その強取とはいままでの運輸の支配は全く別物ですよ。だからそれはその「等」で表現するというのはきわめて正しいと思うのです。しかし、この場合はそれは全然違うので、あらかじめ凶器を示して、おまえ殺すぞと言つて逮捕監禁をしたのですから、普通の逮捕監禁罪よりも、凶器を示すということが特にこれにはうたわれているのですから、それは聞かなければ殺すぞということとは最初からわかっているの、第三條が出たからといって「等」をつけないければならぬという理由には私は全くならぬと思うのですね。

○伊藤(榮)政府委員 私どもは「等」をつけた方が中身を正確に反映すると思つてゐるわけですが、第一條の關係は「凶器を示して」となつておりませんが、第二條の關係は凶器の有無を問わないわけにございます。そういう観点からすると、第一條の行為、第二條の行為、いずれにいたしましても、それが前提になつて第三條の人質を殺す罪というのができておりますから、延長線には間違いありませんけれども、ただいま御引用になりました凶器を示しているのだからという御議論ですと、第二條の方の關係では必ずしもそうはいかないといふふうにも思いますが、いずれにいたしましても、私どもはこの「等」がある方が正確じゃないかといふふうな気がしておるわけにございます。

○西宮委員 私はその点はちよつと納得できないのです。繰り返しますけれども、航空機強取等、これはいいと思うのです、全然別なことがもう一つあるわけですから。はい、いままでの運輸の支配ですが、そういう全く性質の違つたものがあるのですから、それがなければ法律の表題には合致しなくなつてしまふ。これは全然違つたものを入れてゐるのだから「等」をつけるのは当然だ。しかしこ

れなどは、第二條とはにかくとしても、第一條がその基本の条文なんだから、その第一條の基本の条文に従つて当然に見られる第三條なんですから、それをまるで別個のもののように、最初に別個のものだといふ御答弁だつたけれども、航空機の強取とはいままでの運輸の支配という場合とは完全に違ふので、私はおかしいと思つたのです。それから、これは大臣にお尋ねします。さっきの御説明は大体私の言うことを了解された上だと思つたけれども、ただ法制局ですか、そつちの方の考え方は、法律の章の見出しには「等」をつけない、そして法律の名称の場合には「等」をつけないのだという局長の御答弁だつたのだけれども、これならば余りにも勝手なやり方だと思つたのです。勝手なやり方か、愚民を惑わすと思つたのです。勝手なやり方か、愚民を惑わすと思つたのです。勝手なやり方か、愚民を惑わすと思つたのです。

○瀬戸山國務大臣 失礼ですけれども、頭が悪いのじゃなく、頭が過ぎていろいろ御議論されておるように思ひます。刑法というものが刑を科する法律だといふことで、表題は刑法という簡単なことを書いてあるわけにございます。その中に各種の犯罪がありまして、その類型を決めたものの表題として、こういう種類の犯罪だといふ意味で、いろいろまた各章別に書いてあるわけにございます。中身を全部そこに書くといふことをやっております。法律の表題としては、刑罰に関する基本法だから刑法とわかりやすく書いてある。だからこの法律は、そういう意味で、先ほど来刑事局長が苦心したんしてお答えしておるわけにございますけれども、第一條、第二條はいわゆる強要行為、人質による強要行為の処罰に関する法律、仮にこうなりまして、強要行為を処罰するといふことは明らかでございまして、そのほかにもう一つ、人質を殺してしまつた、こういう罪があるものですから、それを含める意味で「等」、これが普通の常識なのです。最近法律の表題が長くなつ

ておりますが、わかりやすいための表題をつけるわけですから、強要行為が二つ並べてある、この行為の処罰に関する規定でございまして、強要のほかにもう一つ人を殺したといふ行為がありまして、それを「等」といふことで含めておる、これで御理解願えるわけではないか。法律の表題はいろいろ書き方があると思ひますが、大体中身がわかつて簡略にといふことでございまして、御理解を願ひたい。あれほどたくさん条文のある刑法でも、ただ刑法とだけ書いてあるわけにございしますが、そうするとこの中身は刑罰に関する基本法が書いてあるのだなとわかるのと同じことだと思ひます。

○西宮委員 大臣のそういう御答弁だと、もう一遍初めからやり直さなければならぬのですけれども、「等」といふのを航空機強取等の法律といふ場合ならばいいと言ひます。航空機強取とはいままでの運輸の支配、これは全然關係がないわけです。それを二つ合せて一つの題名にしたから「等」の字をつけた、それはいいのです。だが、こゝで言うところの第一條と第三條は、第三條は第一條の結果として当然にあらわれてくる、いわば結果的な加重犯と考えてもいいのではないかと。そういう性質のものなんです。現に刑法の方は、章では「等」といふ言葉を使つていないわけですから、こゝでさっきの局長の答弁だと、法律の場合にはそういうときに「等」をつけるのだ、これは法制局の慣例だといふお話なんです。私は、そういう慣例はきつめて非合理的だと思ひます。ですから、大臣にお答えを願ひたいと思つた私の趣旨は、そういう点はぜひ検討しなうといふ答弁を期待したわけけれども、最初の問題に返つてしまつたのです。どうですか、局長もいいますから、もし法制局がそういうことを勝手にやつてゐるならば、もう少し厳密に、厳密にやれと言ひます。局長答えてください。

○伊藤(榮)政府委員 先ほど来お答え申し上げておりますように法制局の法案づくりの慣例といふものでございまして、私はその慣例は一応合理性があると思つております。といひますのは、国民の皆さんが法律の題名を見たときに、さつき大臣も仰せになりましたように、ああこういうことが書いてある法律かということがわかり、中身を讀んでも表題と食い違ひがないといふことが望ましいのではないかと思ひます。で、そういう意味で法律の題名に「等」といふのを入れることは一応合理性があるのじゃないか、ないよりある方がいいのじゃないかと思つております。

○西宮委員 法律の表題を見ただけで中身がわかる、そういうふうにしたといふのは大変結構です。私もぜひそういうべきだと思ふ。しかし「等」といふ字をくつつけたからといって中身がわかるわけじゃないですよ。つまり航空機の強取と全く質の違つた、はい、いままでの運輸の支配といふやつがあるわけですね。それは「等」の字がくつついたからこれがあるのだらうなどといふことは、表題を見ただけではだれにも全然わかりませんよ。強取のほかに何かがあるのかといふことはわかるけれども、「等」の字がくつついたからといって、はい、いままでの運輸の支配といふのがあるのだらうといふことは、少なくとも私の頭ではわからない。繰り返して申し上げるのだが、私の知識の程度ではとても理解できないといふことです。そんないまの答弁は全く詭弁です。

○伊藤(榮)政府委員 仮に人質による強要行為の処罰に関する法律という件名を国民の皆さんが見て、中身を見ると、強要行為ではない人質殺害行為まで規定してある、そうすると表題に偽りがあつたといふことになるのじゃないかと思ひます。ございませう。

○西宮委員 いまの説明よくわからなかつたのですけれども、それでは私はもう少し保留しておきます。私はどうして納得できない。ついでにこれは大して議論するほどでもないのですけれども、法律案の最後についている提案理由を見ると「最近における人質による強要行為の実情にかんがみ、この種の強要行為に対する処罰を強化する等の措置を講ずる必要がある。」ではこ

の「等」は何ですか。

○伊藤(衆)政府委員 第四条に国外犯処罰規定がございいます。「前三条の罪は、刑法第二条の例に従う。」これが「等」でございます。

○西宮委員 これだつて、この種の強要行為に對する処罰を強化するというものの一つの対応の仕方じゃないですか。処罰を強化する、強化するやり方にそういうこともあるということ、それと異質のものではないでしょうか。

○伊藤(衆)政府委員 処罰を強化すると申しますと、すでに存在する構成要件の法定刑を引き上げの場合、あるいは新たな犯罪類型を設定しまして従来の法律の運用によりますよりも重い刑を科し得ることとする、これが処罰の強化であると思ひます。第四条に書いておりますのは、この法律の適用範囲を述べておるわけでございまして、その意味で処罰の強化そのものではないわけでございします。

○西宮委員 処罰の強化というのは、一般的には罰則を強化するというのが普通だと思ひます。しかし、それと合わせて第四条、つまり刑法第二条を適用するというのもあつてしかるべきだと思ひます。しかしこれは要するに処罰を強化する一つの方法にすぎないので、私はあえてここに「等」を入れる必要はないと思ひます。これは提案理由です。別に法律の条文じゃないから、あつてもなくてもそう大して青筋立てて議論する問題ではないと思ひますけれども、提案理由の方は「最近における人質による強要行為の実情にかながみ、ここに「強要行為等」の「等」はないわけですね。そして逆に後ろに「等」がくついている。だから「等」の字を案に安易に使い過ぎているという傾向が多分にありますよ。これは十分注意してもらつていい問題じゃないかと思ひますね。

いま申し上げたのは提案理由ですから、強いてあれする必要はないと思ひます。しかし前の方だけは私は納得できませんから、保留をいたしておきます。

それでは本文に入りますが、どうしますか。

○鴨田委員長 この際、暫時休憩いたします。
午前十一時五十九分休憩

午後零時三十一分開議

○鴨田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。西宮君。

○西宮委員 いままでは今度の法律案の前段の部分をお尋ねをしてまいりましたので、これから本文についてお尋ねをしたいと思ひましたが、法務省以外の関係の省庁の皆さんにもおいでをいたしておきますので、順序を変更いたしまして、法律の本文の問題は後回しにして、若干お尋ねをしたいと思ひます。

これは警察、総理府、文部省、いずれにもお聞きをしたい点なのでありますけれども、昭和四十五年のいわゆる「よど号」事件、あれ以来こういう問題が表面化してきたわけでありまして、あの「よど号」事件に何を学んだかということがまずお聞きしたい点なんです。それぞれ簡単に回答をいただければいいかと。

○福井説明員 「よど号」事件に何を学んだかという御質問でございますが、一つは、「よど号」事件で北朝鮮へ逃亡しました九人の実行犯のうち四人は、四十四年の一月十八日から十九日にかけての例の東大の封鎖解除の際に、立てこもつておつて逮捕された人物でございます。そういう事犯を繰り返した者があつたというハイジャック事件の犯人になつておつたということが一つあるわけでございます。

それから、共産同赤軍派の海外根拠地をつくるての世界同時革命という理論、これは「よど号」事件の前からあつたわけでございますけれども、あの事件によつて、実際に彼らがそういうことを本気で志向しておると申しますか、その後日本赤軍に犯罪の態様としては受け継がれて幾つか事件が起るわけでございますが、そういうものを案

際に彼らが引き起こしたということで、まさに彼らが本気で海外根拠地論を考えておる、こういうことをわれわれとしては知つた、こういうことであります。

○石瀬説明員 「よど号」事件その他、その後一連のハイジャック事件等をいろいろ私どもも見ておりました、私も平素扱いなれております一般の少年非行とは、犯人の年齢とか、あるいは犯罪の目的とか態様その他から見まして、やや特殊なものに属するのではないだろうかというところで、率直に言ひまして、青少年対策という観点からは「よど号」事件から格別の感想というものを持ていなかつたというのが実情でございます。ただ、よく考えてみますと、確かにあつたという犯罪人をつくり上げた過程にはいろいろ幼いころからの教育の問題とか、あるいはまた若い者のエネルギーの発散の問題とか、いろいろあると思ひますので、今後そういう面につきましても、十分関係の機関と連絡をとりながら目を配つてまいらうにいたしたいというふうに考えております。

○石井説明員 学生の学外における反社会的な行為といふことにならうかと思ひますが、文部省といたしましてはあくまでもこれは大学に対する指導といふことでやるわけでございまして、従来から、学籍にある者の指導管理につきまして再検討を加えていたございまして、単位修得のおくれにいる者とか長期欠席者、それから休学を願ひ出ている者等の実態の把握とそれに応じた指導管理といひますか、的確な指導をやることを指導いたしております。また、学外で引き起こした事件につきましても、非違を犯した者の責任を明確にし、それに対して厳正適切な措置を速やかにとるよう指導してゐるところでございます。

○西宮委員 以下主として警察庁にお尋ねをいたしますが、「よど号」事件以来今回の成田事件に至るまで、要するに最近の極左暴力集団の動き、特徴あるいはその規模、そういうものをまず御説明願ひたいと思ひます。

○福井説明員 まず規模でございますが、ここ数年

年総結集勢力は約三万五千で横ばいというふうに見ております。ただ、その中身でございしますけれども、警察としてつかみやす一番重要なつかみ方でございします、彼らが全国動員と称して集まつてくる場合がございします。そういうものをずっと集計しておるわけでございします、たとえば中核派で申し上げますと、今回の三・二六の集会デモに千八百人集めておりますけれども、これが去年、ことしを通じての最高でございします。それから去年の十二月十三日に大阪で中核の政治集会で五百五十を集めておりますが、これが西の方で集めたごく最近の数では一番多い数でございします。そういうものをずっと積み上げてございまして総結集勢力といふのを見ておるわけでございしますけれども、大体六千ぐらいかなというところで見ております。それが、内ゲバ等で若干勢力が減つてきて、五千八百ぐらいかな、こういうことでつかんでおるわけでございします。核マルの場合は、四千五百ぐらいで大体横ばいで来ておる、そういうつかみ方でございします、そういうものを積み上げて総結集勢力を三万五千というところで政府としては見ております。

それから傾向でございしますけれども、一言で申し上げますと、テロ、ゲリラをますます志向してきておる、こういうふうに見ております。と申しますのが、彼ら流の考え方でございますけれども、一方では権力といふものに立ち向かつておる。その権力と自分たちの力関係は、いまの現実の時点で見ると、これはもう自分たちの力が圧倒的に小さいと申します、そういう認識を彼らはやはり持つております。

それともう一つ、中核の場合には革マルと、革マルの場合には中核、革協と内ゲバをやつております。これが彼ら流の言葉で言ひますと、政治的組織的な対決にとどまらずに、軍事的戦争的な対決だ、要するに殺し合ひであるし、いわゆる組織の抹殺し合ひであるし、お互いに戦意を完全にくじき合うまでやるんだ、そういう敵しい対決を対立セクトとやつておる。それで、一方では権力

と対峙しながら一方では対立セクトと対峙をしている。二重対峙というように彼らは言っておりすが、そういう厳しい条件のもとで、彼らが軍事を志向する場合には、正規戦ではとても無理で、いわゆるゲリラ戦をやる以外にないというところでゲリラを組織としても志向しておりますし、それから実際にやっておりますこともテロ志向と申しますが、そういうことがあるわけでございます。内ゲバの実態を見ておりまして、爆弾闘争を見ておりまして、大きな彼らのテロ、ゲリラ志向というものでござります。そういう状況でございますので、先ほど申し上げました彼らの組織、実態のつかみ方等も実はますますむずかしくなっております。すし、彼らの犯しました凶悪な事件の捜査等も残念なことでございますけれども、ますます手がかかると申しますか、捜査期間が延びてきておる、そういう実態はあるわけでございます。

○西宮委員 いまの御説明だと内ゲバなどが盛んに行われるという話ですが、新聞のニュース面だけを見ても、最近内ゲバというのは余り報道されなくなつた。つまり、多少下火になつてきたのではないかと感じがするわけです。同時に、その反対に、セクト同士でもお互いに物によつては共闘するという動きがあるのではなからうか。これはニュース面を見ての感想にすぎませんから事実とは違ふのかもしれない。もし違ふなら教えてもらいたいと思ひます。

それから、彼らの中身が学生と一般市民というが学生以外の者ですね、そういう構成はどういうふうに変つてつあるのか。いま全体の数字で三万五千とかいろいろそういうお話もあつたが、これはたとえば「よど号」事件の当時、必ずしも昭和四十五年でなくとも結構ですけれども、傾向的にはどうなのか、かなりの数でふえているのか、いまのお話は三万五千で横ばいだという話だったのであるけれども、数年間の動向を見るとどういふことになるのか聞かしてください。

〔委員長退席、保岡委員長代理着席〕

○福井説明員 まず組織の総結集勢力のいわゆる増減の傾向ということでございますけれども、四十九年ころからは三万五千で横ばいというふうに見ております。ピークは四十四年末の五万三千五百という数字でございますけれども、それから漸減してきて四十九年ころから横ばい、こういうことでござります。

それから組織同士の共闘ということでございますが、これはそのときの闘争のテーマによつて離合集散ござりますけれども、今回の三・二六の事犯を通じて見ますと、一方では中核を中心にした動きがござりましたし、一方では第四インター日本支部に共産同の戦旗派なりプロレタリア青年同盟というものがくつついて、ある意味では共闘と申しますか同じような犯行を一緒にやつておる、こういう実態は確かにござります。

それから、学生とそれ以外の者の比率ということとでございますけれども、これもさつし上げたとやうなことでなかなかむずかしいわけでございますが、実態としては、現在も学生生活家であつたり、労働者であつてもかつては学生生活家であつた者が多いと思ひますけれども、いまの身分でとらえますと、学生よりは労働者部分の方がふえております。ごく大まかな数字で恐縮でございますが、学生四対労働者部分六、こういう感じにとらえております。

○西宮委員 比率として学生よりは一般労働者がふえておる、そういう御説明だったが、文部省でつかんでおる状況はどうなんですか。学内での動き、傾向的にどういふことになっておりますか。

○石井説明員 過激派の実態でございますけれども、私どもの方といたしましては全貌というものはなかなか把握することが、調査機関ではございませんので、むずかしいわけでございます。ただ紛争の発生件数というふうなことから見てみますと、学内におきます紛争の発生件数、学生による授業妨害とか施設が占拠されたとか、あるいはそういうことにより教育研究活動が阻害されたというふうな件数でございますが、こういう紛争の

発生件数は漸次減つておりまして、たとえば四十九年あるいは五十年ごろでしたら百件前後ありましたが、最近では五十二年度が二十九件とか、五十三年度が十一件とかいふやうに紛争発生件数自体は減少している傾向にござります。したがって、一般的に言いますと、全国の大学はおおむね平穏な状態にある。ただし一部の大学におきまして、過激派に属する学生によりまして現に施設が占拠され、また不正な事態が見られるというところが実情でございます。

○西宮委員 さつき警察庁にお尋ねをした中で、各セクトが従来はいわゆる内ゲバでずいぶんエネルギーを使つておつた、そういうのが幾らか下火になつてきて、むしろ物によつては共闘するといふ傾向が出てきたのではないかと申すに私が申し上げたのは、たとえば「よど号」事件のときのこととさつきお尋ねをしたのだけれども、それと私自身も昭和四十五年の四月号の代表的な三つの中央新聞を一通りめぐつてみたのであります。そうすると「よど号」事件に関連して、学生グループの中で、やつたぞという大変な歓声を上げていふというのと、あれは茶番劇だといふ非常に冷たい目で見ていふというのと二通りあるわけなんです。ところが今度の成田事件では、成田の、しかも同じ場所でも同じ建物の中にも一連に一緒に入つておるわけですね。中核、解放、第四インター、あるいは戦旗とか先鋒とか、そういうのが同じところの中に入つていふというところが現にあるし、あるいは例の管制室の爆破についても、主として部隊は第四インターだと思ひますけれども、ほかの者も一緒にやつていふというやうなことで、大分そういう状況が変わつてきているのじゃないかと思ひます。その一つのあらわれだと思ふのですが、これはいわゆる第四インターですね、さすがにあの問題を「三月開港を完全粉碎」したといふので大変でかかと礼賛しているわけですね。それから、中核はこの間には参加をしなかつたそうだけれども、それでも「三・

三〇開港を爆破」ということで、自分がやつたのではないけれども管制室の破壊というものを高く評価をしているといふことですね。こういうことは、各セクトがお互いに命をかけて勢力の争いをしているといふやうな状況から見ると、かなり変わつてきたのじゃないかといふやうな気がするのですが、それならそれで、それに対する対応の仕方も幾らか変わつてくると思ふので、その点はいかがですか。

○福井説明員 かつては反目し合つておつたのが共闘の方向に來ておるのじゃないかという御趣旨の御質問だと思いますが、そういうふうには見ておりません。今回の三里塚闘争にも中核、革労協と対立関係にあります革マル派は現地にも行つておりません。行けない状況でございます。それから、第四インターと中核等が例のいわゆる横堀要塞に一緒に入つておるのではないかと御指摘がござりましたが、確かにそれはござりました。ところが、それぞれ自己主張の強い連中同士でございますから、横堀要塞のどこにどの旗を立てるかといふことで、こつちから見ておりましたところから、要するに三里塚闘争という当面の闘争の目玉について同じ場所と一緒にやつておるだけでございます。決して大きいセクト同士が本當に共闘し合つていふ状況ではございません。ただ、管制室に入り込んだ犯人の中に、第四インターのはかにプロレタリア青年同盟とか共産同戦旗派の連中がいたことは事実でございますけれども、これはセクトの力もずいぶん開きがござりますから、小セクトは自分たちだけではなかなかやれない、それがあの闘争に限つて第四インター主導のそういう闘争に加つた、こういうことであらうと思ひます。

ですから、今後もそのときどきの状況によつて、ある場面でそれは一緒にやることもあるかも知れませんが、現在内ゲバを繰り返してあります中核派と革マル派あるいは革マル派と革労協、これはさつきも申し上げましたように軍事的

戦争の対決ということを言っておるわけでございますから、相手が完全にまいったということになるまではやめないう構えでございますので、対立は続く、こういうふうに見えております。

○西宮委員 特に成田の場合は常に農民の反対同盟、これが少なくとも主導権を握っている。主導権を握っていると申しますか、事の起りは農民の土地剝奪に対する抵抗運動として出発をしたわけですから、そこからその問題の根源があるのだというところで、それを力で押さえてつくるというふうなことが間違っていたのだ、もう一遍原点に返って、大変おくれたにしても、いまからでもいから、とにかく農民と十分胸襟を開いて話し合いをするようにということをわれわれは強く念願をし、主張をしているわけです。

これは政府に対して言いたいことなんで、そのことは後で改めて申し上げますが、そういう成田の特殊事情ですね。ですから、どんな運動でも農民の反対同盟を一番トップにして、各セクト、各グループはその下で、反対同盟の指揮のもとに行動する、こういうことになってははずです。同時にまた、反対同盟が主催した会合等では各セクトがお互いに誹謗中傷してはならない、こういうことを一つの条件にしているという話も聞いています。ですから、そういう特殊の事情のもとに、あそこにおいてだけお互いにある程度自分の主張を抑制して共闘するというのが行われているのじゃないかと想像しているわけですが、もしその辺に何か御説明があったら説明をしていただきたいと思います。

それから、私がさっき申し上げた「よど号」のときの新聞をいろいろ読んでみると、暗殺者名簿が警察の手で発見されたということが書いてあるわけですね。これはつまり内ゲバでお互いに殺し合っているというので、その殺す相手のリストができていたわけですね。四十五年からかなりの時間がたつたわけですが、その名簿に載つておった人たちは今日ではどうなっているのか、つまりそのうちの何名かはもう殺されたというふうな事

実があるのかもしれないし、その辺をつかんでおつたら答えてください。

○福井説明員 三里塚で反対同盟ができたのは四十一年と記憶しておりますが、極左が三里塚闘争に本格的に介入いたしましたのは四十三年の二月ごろからでございます。要するに、三里塚に空港をつくることには反対ということで地元農民の一部の人々と極左の連中の主張が同じであるというところで入っていったわけでございます。それで、委員御指摘のように、確かに三里塚では反対同盟のまさきり反対に遭っては動きづらい事情がございますので、たとえば集会等も反対同盟主催の形をとってそれに参加するというスタイルでございます。ただ、同床異夢と申しますか、彼らは、三里塚闘争の核心は日帝国家権力との非和解的な実力闘争、こういう言い方をしておりますから、空港反対の点では通じますけれども、彼らは彼ら自身の目的を持っておりまして、彼ら流の階級闘争の一環としてとらえておりますし、要するに彼ら流の暴力革命を実践する目的であそこに集まってさまざまな行動を繰り返しておるわけでございます。ですから、一応表面は反対同盟の主催する集会等に参加する形をとりますけれども、後の行動はそれぞれ極左が独自に動いておる、こういうふうな理解をしております。

それから「よど号」の犯人らが暗殺者の名簿を持っておつたという御指摘でございますが、これは当時の証拠物を詳細に点検し直したわけではございませんけれども、共産同赤軍派はあの時点ではたしかまだ内部対立は起こしてなかったはずでございます。したがって、内ゲバと申しますか、あの時点ではそういう事態はなかったように理解をしております。その後いろいろごたごたを起こして細かく分かれてまいりますけれども、あの時点ではまだ共産同赤軍派として一本であつた、こういうふうな理解をしております。

○西宮委員 もう一つ、四十五年の「よど号」のときの新聞に、警察としては「大口資金源を追及」という見出しで報道されている記事があるのであ

りますが、また、今度の成田事件以後も、その資金の問題についていろいろ報道されておりますけれども、わかつている実態をわかつている程度で答えてください。

○福井説明員 まず「よど号」事件の当時の経過を申し上げます。

「よど号」事件の犯人らの一番大きな資金源は、いいますけれども、四十六年に一連の銀行強盗等を彼らは敢行しております。三月九日には横浜銀行の相武台の出張所を襲いまして百五十万くらい金を奪っておりますし、それから五月十五日には、小学校のいわゆる給料の入ったものを強奪をしまして、三百数十万円というのを奪った事件がございますが、そういうものが一番大きな資金源であつたというふうな理解をしております。

それから、最近の極左の資金源でございますけれども、これは若干実態が違っております。さつき申し上げましたように、大まかに見て半分以上が労働者部分でございますから、これからカンパと称して吸い上げをいたします。毎月の月給からも吸い上げるわけでございますが、これの実態はなかなかむずかしいわけでございます。それと、あと本人に対するはね返りがございまして、詳細な説明は省かせていただきますが、ごく一例を申し上げますと、三十代のごく普通のサラリーマン、それで百万ぐらいたる大体年間に吸い上げられておつたというふうな実態がございまして、そういうものが一番大きな資金源、こういうふうに見えております。そのほかにも、もちろん機関紙の売り上げとか党費という形で取っている分もございまして、一番大きなものは、ただいま申し上げましたような組織内からの資金カンパ、こういうふうに見えております。

○西宮委員 給料の何割かをカンパにしているという話でしたが、私は何で読んだのかちょっと忘れてしまつたけれども、あるセクトなどは、給料の全額をセクトの本部に出して、そして生活費は

また別にそつちの本部から受け取る、そういう仕組みになつていてという話も聞いています。そういうことは実態であるのかどうか。

最近、さつき例に挙げたような銀行強盗とかそういうことはほとんど全くないですね。新聞で見ると全然ないと思うのだけれども。だから、そういうことになれば、そういう金の非合法的な集め方はやらないということでしょうが、したがって、そういう組織内部からカンパで徴する、ある意味においてはそれは自由だと思ふのです。彼らとしては全く合法的なやり方だと思ふのですけれども、それにしても、資金としては莫大な資金だ。こういう新聞等を見ても、これは本当にこの辺の普通の新聞と全く変わりのない、紙の質から言っても何よりもりっぱな新聞が出ていますし、それから、それぞれ本部の所在する場所などはこれまたりっぱな会館を構えていて、あるいはりっぱな印刷所を持っていますとか、いろいろそういうことが、これは現に事実だと思ふのです。そういうことになると、それだけを全部組織内で賄っていくというふうなことがなかなか容易ではないのじゃないかという気がするんだが、そう思いませんか。

その組織内カンパだけで十分に間に合つておるというふうなあなた方は見ておられますか。

○福井説明員 資金源というのはいくつかみづら部分でございますが、さつき例を一つ申し上げましたけれども、ごくごく単純に申し上げまして、たとえば百万のものを、組織の勢力が三千人として三十億でございますから、これは大変な金額でございますが、そのほかに、たとえば三里塚に常駐しておる連中が百数十人くらいおりますが、この連中は、援農と称して地元元反対同盟の農家の作業の手伝いをやるのがございます。その際に、金銭の形で反対給付を受けることは余りないようでございますけれども、いわゆる野菜とか米とか、品物の形で反対給付を受けるという実態は、いふんあるようでございます。それから、そういうもののプラス、あるいはアルバイト等に出て金銭面でも若干の収入を上げる、そういう

ことをやって、さつき申し上げました組織内からの吸い上げを補つておる部分もある、こういうふうに見ておられます。

○西宮委員 この問題に関連して、最後にもう一つお尋ねをしたいと思います、国際的なかわり合いといふのはあるのかどうか。第一、日本赤軍が直接には参加してないのかどうか。日本赤軍は無論国外に本部を設けておるわけですが、いって、これが国際的な組織というわけではないので、国際的なかわり合いというふうな私の質問は当を得ないかもしれませんけれども、そういう点はどうなっているのか。

それからさらに第四インター、これだけは完全に国際的な組織なんです、日本支部ということになっていくわけですから、この第四インターの本部はどういう態度をとっているのだろうか。要するに、国際的な関連性というのがあるのかないのか、聞かしてください。

○福井説明員 まず日本赤軍でございますが、三月十五日付の人民新聞で声明をしておるわけでございますけれども、三里塚の闘う農民の皆さんという書き出しでございますが、そうして、中では、日本赤軍は三里塚に結集した闘う仲間たちとあらゆる場所まで一体となって闘い抜いておるといふ趣旨のことを言っております。ですから、気持ちとして日本赤軍が三里塚現地の闘争に連帯を表明しておることは間違いのないわけでございます。じゃ、具体的にどうかということでございますけれども、いわゆる日本赤軍の国内の関係者と申しますか、そういうものが一部三里塚の集会デモに参加したであらうというふうにはもちろん見えております。ただ、具体的な犯行面と申しますか、検挙された中にそういう者は現在のところ発見はされておられません。

それから第四インター日本支部でございますが、これはまさにその名の通りでございますけれども、要するに、国際的に非常に強い本部があつてそのもとに一体的に動いておるといふほどのものではございませんで、ほかの組織に比べま

すと一応国際性は強いわけでございますけれども、やはり革共同系の一派と申しますか、中核なり華マルなり第四インター日本支部、そういうつかみ方をしております。特にこれだけを抜き出して、非常に実体の違うグループ、こういうふうには見ておりません。

着席

○西宮委員 これは文部省にお尋ねをしたいと思ふのです、あるいは総理府にですね。この問題をいふゆる公安事件として、治安の事件としてだけとらえていくというのは非常に問題があると思ひますが、さつきから申し上げている「よど号」事件のときなど、大学の制度に問題がある、あるいは大学の学生部は解散すべきであるというふうな学生部解散論というものが載つておつたり、あるいは全教官が防波堤になれというふうなことの論文が載つておつたり、あるいは「天声人語」みたいな各新聞のああいふ欄の中にいふん示唆に富んだいろいろな提言が行われておつたんですけれども、文部省などでは十分そういう点は、学生に対する教育の問題としていまの制度に対して反省すべき点がないのかどうか、そういうことが当然に考えられなければならないと思うのですが、そういう点はどうか。

○石井説明員 学生の更生指導といふますか指導につきましては、先生御指摘のとおりだと思ひます。私も文部省におきましては、機会あるごとに学生部のいろいろな会議を通じまして、学生の更生指導に十分万全を期するように指導しているところでございます。特に、こういう学外における問題につきまして非違を犯した、法に触れる行為を犯したというふうなことでございまして、その処分といふますか、その行為について厳正な措置をとるよう指導しているところでございまして。特にその前に、何よりもそういう行為に走らないようにいろいろな場面において、大学のサークル活動とかクラブ活動とかそういうあり方、それからまた更生指導のいろいろな各施設を通じて、学生が十分

健全な活動ができるようにそういう面に配慮をしていくように、私も文部省、大学一体となつてやらなければならぬというふうに考えているところでございます。

○西宮委員 総理府の青少年対策本部、さつき答弁をいただいたのである程度わかりましたけれども、この青少年白書等を見てもいふん膨大な書物で、その中には青少年の非行の問題などを取り上げて説明をしておりますけれども、いままですういふいふゆる極左冒険主義といったような人々にはほとんど目を向けていなかった。さっきの話のとおりなんだけれども、これからそういう点についても十分関心を持っていくという答弁だったわけですが、私はやはり青少年対策本部と称するからには、こういう問題にも十分配慮をして、講ずべき方策を講じていくということが当然だろうと思ふのです。だからそういう点で、この前の昭和四十五年度の「よど号」事件というものがさっぱり教訓として生かされていくということ、これは何もあなただけ総理府だけを責めるのではないのですけれども、全体として生かされておらない。これは、午前中には刑事局長に、いままでも対策を強硬に講じてきたというの何だということを尋ねた場合の答弁でも、同じようなことを私は感じましたわけですが、つまり「よど号」事件、あれだけ重大な事件が発生したにもかかわらず、それが十分教訓として生かされておらなかったということが考えられるのだけれども、どうなんですか、そういう点の反省はないのか、あるいはさらに今後どういうふうに取り組んでいくかということも、もう一遍最後に答えてください。

○石井説明員 青少年白書を毎年出しておるわけですが、担当が違ひますのでちよつと責任のあるお答えになるかわかりませんが、過激派の問題につきまして取り上げていないという理由には、恐らく二つあるのではないかとこのように考へております。

一つは、先ほど来申し上げましたように、過激派による犯罪行為というのが、私も平素扱つて

おります一般の青少年非行と、犯人の年齢とか犯罪の態様や目的、そういったものから見まして相当異なる、きわめて特殊なものであるということが一つ、それからいま一つは、総理府の役所の性格といたしまして、非行防止にいたしても健全育成の仕事にいたしても、関係各省庁のやつておる仕事を総合調整するというのが本来の仕事でございますので、白書の性格としても、どうしても特殊なものはできるだけ避けて一般的なものにのらざるを得なかつたということに、その理由があるのじゃないだろうかというふうに考へております。

しかし、せっかくいろいろ御指摘もございましたので、私どもの方では一カ月から二カ月に一回ぐらいつつ非行関係の省庁の連絡会議等設けておりますので、そういう場にもいまの過激派の問題につきましても話題を提供いたしまして、よりよく協議をしてまいりたい、こういうふうに考へております。

○西宮委員 法務省以外から出ていただいたお三人は引き取つていただけて結構だと思ふのですが、その前に一つだけ申し上げておきたいと思ふのです。

私はさつきもちよつと言ひましたし、これは法務大臣等を通じて政府全体に十分理解をしてもらいたいということで、後で取り上げてまたその点を強調したいと思ふのです。それは、成田問題などがそもそもよつて起こつた原因は、強引な土地の取り上げにあった。何らの理解を得ることなしに突つ走つてしまつたというところに問題の発端があつたわけですから、福田総理大臣の答弁などを聞いておつても、常に言うことは、農民とあの集団とは全く異質のものだ、別ものだ、こういう立場で答弁されるわけです。私もその答弁に関する限りそれは間違つてはいないと思ひますけれども、しかし彼らをして大義名分を掲げて成田に突入するということになつたのには、そういう農民の土地取り上げを守ろうというにしのぎの御旗を彼らは得てしまつたわけですね。だから、農民と十

分話し合いをしてそれを切り離すのでなければ、やはり依然としてそれは続いていると思う。つまり彼らは、あくまでも農民の立場を守るんだ、そういう大義名分を掲げて彼らの行動を続けるだろうと思います。

さつき課長の答弁の中にも、百数十人が常時成田に駐在しているという話だったけれども、何月ごろだったか忘れちゃったけれども、朝日ジャーナルに現地のルポが載っていました。それなどを見ると、私などもむしろ意外に思ったのだけれども、現地に住んでいるあるいは滞在している彼らは、農民とはもちろん一体になって、あるいはあとのりて、団結小屋、あるいはあいつのも全く開放的で、新聞記者が行こうがだれが行こうが自由自在に迎え入れて、そして泊まることになれば何人でも平気で泊まらして置く。恐らくその中には、彼らの行動を探ろうという目的で来る人もずいぶんあるのだけれども、そんなのは一向お構いなしだ、きわめて開放的だというふうな記事を見て、私どもが想像しておったのと非常に違ったという感じがしたのですけれども、そういうふうなあの一つの集落の中であの村の住人になり切ってしまったというわけですね。だからその辺が、闘争の際に非常に勇猛果敢に戦うというのと、日常生活の中で農民にとっては本当にかえたいわれわれの援助者だ——この間テレビの際にも石橋さんという副委員長が、彼らこそ正義の味方なんだと言った非常に称賛し、絶賛をしておったわけだけれども、そういう気持ちになつていっていると思うのです。ですから、警察も単に力で制圧をするという考え方は、私は成田の平穏を取り戻すこととはできないと思うので、もし何かお答えがあるなら聞かせてください。

○福井説明員 朝日ジャーナルの現地ルポを私不勉強で目を通しておりましたが、これは朝日ジャーナルの一つの見方だろうと思えますけれども、反対同盟発足当初は、戸数で三百戸ぐらいだったというふうな理解しておりますが、先般の三・二六の集会の際に出ておった人たちは、これもなかなかつかみづらいわけでございますけれども、百二十人程度と私たちは理解しております。ですから、朝日ジャーナルの言うように、あの地域に空港建設に反対するそういう人たちが満ち満ちておるといふ実態ではございませんで、反対同盟一つをとっても、数がぐっと減ってきておる実態があることは間違いないわけでございます。

それから団結小屋の出入りにしまして、第一私たちが参りますと、これはとても自由自在というわけにはまいりません。現地にずっといる千葉県の警察官等が全く声もかけられないという実態ではないようでございますけれども、朝日ジャーナルが言っておる実態とわれわれの認識とはかなり違う点がある、これは一つ申し上げておきたいと思ひます。

○西宮委員 それでは、法務省以外の方に対する質問はこれで終わりにいたしますが、そのジャーナルを読んでもいないというのはいささかがっかりしたもので、そういう記事はきわめて大事な記事なんだから、これに関連するようなことはぜひ読んでおいてもらいたいと思ひます。なるほど、公安関係の第三課長が来たんですよね、そう自由自在に出入りするというわけにはいかぬかもしれないですね。だけれども、地方の人などが来ても別にどこのだれだということを確認するわけでも何でもありません、そういう人たちが本当に自由に入りをしているというふうな実態は私どもの想像とは違つておつたので、非常に私も教えられるところがあったわけですね。ひとつそういう点も勉強してください。それではどうぞ。

○伊藤(榮)政府委員 すでに申し上げておりますように、今回の立法と申しますのは、最近におきます一部過激分子等によりますところの人質犯罪に緊急に対応していきたい、こういうことで立法しておるわけでございます。これまでに発生いたしました過激分子によりますこの種の事犯を見ても、それが数名の集団によって犯されましますといふゆる集団犯罪であることが第一の基本的な特色として挙げることができるといふわけでございます。もとより、ハイジャックその他の人質強要犯罪と申しますのは、多数の人質を監禁いたしました、長時間にわたつて第三者に要求を突きつけ、交渉を重ね、そして無法な要求の実現を図ろうとするものでございまして、単独の者によつては実際上容易に犯し得ない犯行でございまして、かようなこの種の事犯の実態にかんがみまして、これを二人以上の集団犯罪というところで構成をいたし、かなり重い刑をもつて臨むこと、こういうことになつたわけでございます。

○西宮委員 それでは、法務省以外の方に対する質問はこれで終わりにいたしますが、そのジャーナルを読んでもいないというのはいささかがっかりしたもので、そういう記事はきわめて大事な記事なんだから、これに関連するようなことはぜひ読んでおいてもらいたいと思ひます。なるほど、公安関係の第三課長が来たんですよね、そう自由自在に出入りするというわけにはいかぬかもしれないですね。だけれども、地方の人などが来ても別にどこのだれだということを確認するわけでも何でもありません、そういう人たちが本当に自由に入りをしているというふうな実態は私どもの想像とは違つておつたので、非常に私も教えられるところがあったわけですね。ひとつそういう点も勉強してください。それではどうぞ。

○伊藤(榮)政府委員 すでに申し上げておりますように、今回の立法と申しますのは、最近におきます一部過激分子等によりますところの人質犯罪に緊急に対応していきたい、こういうことで立法しておるわけでございます。これまでに発生いたしました過激分子によりますこの種の事犯を見ても、それが数名の集団によって犯されましますといふゆる集団犯罪であることが第一の基本的な特色として挙げることができるといふわけでございます。もとより、ハイジャックその他の人質強要犯罪と申しますのは、多数の人質を監禁いたしました、長時間にわたつて第三者に要求を突きつけ、交渉を重ね、そして無法な要求の実現を図ろうとするものでございまして、単独の者によつては実際上容易に犯し得ない犯行でございまして、かようなこの種の事犯の実態にかんがみまして、これを二人以上の集団犯罪というところで構成をいたし、かなり重い刑をもつて臨むこと、こういうことになつたわけでございます。

り得ると思うので、そういう点も想定してお尋ねをしたわけですが、それでは、「共同して」というのは共謀ではないわけですね。共謀では足りないわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 その問題にお答えいたします前に一言お断りしておきますが、第二條をごらんいただきますとおわかりいただけますように、航空機の場合には、いわゆるハイジャックの場合には必ずしも二人以上共同しなくてもいい構成要件にいたしております。これは御指摘のとおり航空機の特長性からでございます。

それから「共同して」と申しますのは、現場で一緒に行動を行うという意味でございます。現場で二人以上がおつてそれが力を合わせてやる、こういう場合でございます。三人目、四人目の者が、仮に現場にいない共謀者があるといふと、現場に二人以上おるといふことを条件にして共謀による共同正犯が成立するという関係になるわけでございます。

○西宮委員 その二人は共通した意思を持っているということが要件になるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 二人が同じ一つの目的のために力を出し合う、こういうことでございまして、その次は「凶器を示して」ということとなつて、これも大変むずかしい問題だと思ひますけれども、凶器とは一体何ですか。

○伊藤(榮)政府委員 凶器と申しますのは、本来もともと凶器である性質上の凶器と、用い方によつては凶器になるという用法上の凶器と両方あるとされておるわけでございますが、ここで単に「凶器」と書いておられますところからおわりのように、これは性質上の凶器と用法上の凶器と両方を含む概念として用いております。

なお申し上げますと、凶器というからには、人の身体に攻撃を加えることによりまして人を殺傷するに足る道具である、こういうことでございまして、人ではなしに物を破壊するに足る道具、

○西宮委員 人を殺傷するに足る道具ということですが、人ではなしに物を破壊するに足る道具、

これはどうですか。

○伊藤(榮)政府委員 そういふものは凶器の概念には含まれないというふうに解釈されております。

○西宮委員 そういふふうに解釈されているというのはいくつかある。この法律ではそれはとらなない、つまりあくまでも身体生命に危害を加えるというののみにこの法律では限定するという意味ですか。

○伊藤(榮)政府委員 「凶器」といふ言葉は、すでに刑法あるいは暴力行為処罰法とか、他の法律にいろいろ使われておる言葉でございます。それが長年の判例の積み重ね等によりまして解釈が確定しておる、こういうふうに思います。

○西宮委員 それでは、たとえば薬剤、毒物などはどうですか。

○伊藤(榮)政府委員 毒物等は凶器の概念には入らないと思います。

○西宮委員 われわれもなるべく範囲が狭いことを望ましいと思うのだけれども、やるつもりならば毒物で人を殺傷するということも当然でございましょう。そういうことは起り得ると思うのだけれども、それは考えないでよろしいわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 凶器という言葉の内容として、毒物とかそういうものは含まれないというのが確立した解釈でございます。

○西宮委員 いま私がお尋ねしたのは、言葉が足りなかったかもしれないけれども、その凶器というのには毒物が入らないと思います。それはお答えのとおりだと思うのだけれども、そういうことも想像して加える必要はなかったのかというお尋ねなのです。

○伊藤(榮)政府委員 毒物を示しましたが、結局それを飲ませなければ何ともならないわけでありまして、飲ませるためにはやはり逮捕監禁された人の抵抗を制圧するという必要があるわけでございます。その抵抗を制圧するための一つの最も典型的な、悪質な姿というのは、やはり凶器を示

して抵抗を抑圧するということでありますから、薬物を持っておるというだけでは、持っただけをちらつかせる、あるいは示すというだけでは、凶器を示した場合とはおのずから相手方の意思及び行動の自由を制圧する程度において差があるのではないかと思います。

○西宮委員 飲ませる薬ならばそういうことだと思ひますけれども、たとえば何かそういう毒物を散布するということでも全員の神経あるいは生命にも危害を加えるということも、できないことではないわけですか。そういうことだとすれば、単に凶器という器具だけを、道具だけを対象にしないで、そういうものも想像はできるので、したがって、そういうものはあらかじめ防いでおくということがあってもいいのじゃないかと思うのです。

○伊藤(榮)政府委員 考えてみますと、確かに仰せのように、そういう薬剤といふものを振りかけるぞというやうなことでやることも観念的には可能だろふと思ひます。そういう意味で、将来不測の事態に備えるという意味では一つの意味があるうかと思ひますが、先ほど来申し上げておりますように、最近の実態に即して立法をしよう、なるべく構成要件をしぼつていこう、こういう考えでござえておりますので、将来不幸にしてそのやうな事態が生ずるといふやうなことが相当な蓋然性をもつて予想されるやうになれば、あるいはそのときにまた考えなければならぬかと思ひますが、さしあたりは、最近の実態に即し、また最近の実態から推測できる将来のある程度の蓋然性、こういうものに対応するにはこの程度の構成要件でいいのではないかと思ひております。

○西宮委員 この航空機の強取を取り締まる法律にしても、「よど号」事件が起つて、あのときは全く国外に脱出するというのが目的だったので、それを防ぐというだけであつた。ところが、その後同じやうな事件が次々と出ると、またそれに対応して法律を改めるといふことで、次に法律が改まってくる。したがって、さっき私が言つたやうな非常に難きはぎだらけの法律になつてし

まったといふことを言つたのですけれども、こういう問題も、私はそういう問題が起つたらそのときまた改めて考えるといふことではなしに、想定し得るものは一応入れておく、これが特にあなた方が言うやうな抑止力として役立つのだといふことであらば、そういうことも考える必要があるのじゃないか。現に、たとえば破壊活動防止法です、ああいうのは軽犯罪法として入つてゐるわけですね。あるいは軽犯罪法にもあつたやうに思ひましたが、なかつたですか、ちよつと見てください。何か軽犯罪法にもあつたやうに私は記憶してゐるのだけれども、それは、その軽犯罪法の方は後で見てもらへば結構ですけれども、立法の姿勢としてはそういうことが必要ならんじやないですか。つまり、そういう問題が起れば起つたたびとにいろいろまたその分だけを加えていくといふやうなことも、起り得る可能性のあるものは想定して規定していくといふことの方が望ましいのではないでしようか。

○伊藤(榮)政府委員 お答えいたします前に、軽犯罪法にはそういう規定はないと思ひます。なお、将来起り得るすべての事態を想定して法律をつくつた方がいゝのではないかといふことでございまして、確かにいふと、振返つてみますと「よど号」ハイジャックを契機として航空機強取処罰法ができたわけでございますが、その時点では、航空機を乗つ取つて乗客、乗員を人質にして何か無法な要求を出すといふやうな事態がなかつたために、まずとりあえずハイジャック行為だけに対応するために法律をつくつた。それからダッカの日航機ハイジャック事件を契機に人質強要といふものを加えた法改正がなされるといふことでございまして、なるほど改正の経緯を見ますと、事が起きて、後手後手でつくづく合はせておるといふやうな感じもお受けになるかと思ひますけれども、ただ、基本法典でございまして、たとえば刑法の全面改正とかそういう事態でございまして、いろいろなことを想定いたしました、また国民の感情といふものをよく踏ま

て、論理的に全く整合した立法をしてまいるといふのがその立法の姿勢だと思ひわけでございますが、今回の立法は、先ほど来申し上げておりますやうに、最近の事態、さらにはこれから想像されるところの近い将来における蓋然性、こういうものを踏まえて立法いたしておりますために、必要最小限の措置といふことで、御指摘のやうな毒劇物といふやうなものを加えていない、こういうことでございまして。

〔羽田野委員長代理退席、委員長着席〕

○西宮委員 さつき局長の御答弁は、いわゆる凶器には性質上の凶器と用法上の凶器と二つあるのだといふお話だつたのだが、私は、この法律に関する限り、用法上の凶器といふのはあり得るのだらうかと思ひます。つまり、用法上の凶器といふのは、全く凶器ではない、しかしその使い方がかんによつては凶器にもなり得る、人の殺傷もできるという場合ですね。それを示して逮捕監禁をするといふわけでしょう。それを示して逮捕監禁をするだけじゃ何にもならないですか。いわゆる用法上の凶器となり得るものは、たとえば手ぬぐいでもいゝわけだ。ついでこの間、日暮里だか田端だか、どこかの辺でこゝろもろがでて突つて殺しちゃつたといふのがありましたね。つい数日前のことなんだけれども、電車の中で隣り合はせて座つた人が口論の末、ホームにおりてこゝろもろで突いたら相手がぎゅつと言つて死にやつたといふ話なんですか。ですから、こゝろもろを示して逮捕監禁をしたって、恐らくそんなのはちつともおつかなかも何ともないと思ひます。どうですか。

○伊藤(榮)政府委員 用法上の凶器を示すといふことになりましたと、本来人を殺傷するための道具でないものでありますけれども人を殺傷するに足る機能を有するものを、そういう人を殺傷するために使おうとする状況で示すわけでございます。そのやうなことで初めて用法上の凶器になるわけでございます。

たらどうかという御指摘かと思えますけれども、たとえ出刃包丁というようなのは本来料理をするために使うものでありますから性質上の凶器ではないわけでございますが、出刃包丁を横腹に突きつけるというような示し方もあるわけでございまして、そういう意味で用法上の凶器を除くということはどうも適当でない、こういうふうにかえております。

○西宮委員 私には用法上の凶器を除くと言っているのではないので、この場合には用法上の凶器というのには存在しないのじゃないかというふうにかえていただけます。つまり手ぬぐい一本で殺せるわけですからね。しかし手ぬぐいを示したからといってちっともおおっかなくも何ともないもので、用法上の凶器、なるほど出刃包丁みたいなのはこれは料理用に使ったけれども、用法上の凶器でもあるし、同時に性質上の凶器でもあると思うのです。性質上の凶器といふことは無理ですか。それはピストルとか日本刀とか、そんなのはもうだれが見ても性質上の凶器だけれども、しかし出刃包丁などは性質上の凶器でもあるんじゃないかと私は思いますね。そういうことを言うとき、たとえば屠殺場ですり殺しの用具など、こんなのも全く性質上の凶器とは言えないと言ふのかもしれないけれども、そういう道具とかあるいはいまの出刃包丁なんかを見せられたら、それはおっかなくなりますよ。直ちに一転して凶器になり得るということがわかるわけだけれども、たとえば手ぬぐいとかあるいはこもりとか、あるいは松本清張さんの小説には、お正月の鏡もちで人を殺したというのがあるけれども、こんなものは見ただけじゃだれも凶器とは思わない。どうですか、出刃包丁とは違うと思うのです。

○伊藤(榮)政府委員 用い方によっては人を殺傷するに足りる器具、こう申ししても、もちろんやはり常識的な社会通念にのっとった判断が必要なのでございまして、それはなるほど雪のかたまりとかドライアイス、鏡もち、こういうもので人を殺すということも全く考えられないわけではな

いのでございまして、さようなものを、用法上にする凶器だというふうにかえていられる人はだれもないのじゃないかと思うわけでございまして、私も凶器という言葉の中に用法上の凶器も含めて考えております。趣旨は、やはり例を挙げれば出刃包丁とかあるはまさかりとか、そういう本来人を殺傷するためにこきえられておる器具でない、そういうものを凶器として用いる場合が優に考えられますので、そういうものを規定しておるわけでございまして。

○西宮委員 木村篤太郎法務総裁の説明の中に、共産党員が持つばマッテ一本でも凶器になるのだ、こういうことを言っておられるわけですね。私は、少なくともわれわれの常識とは大変に違うと思うのです。しかし、これは非常にむずかしいと思うのです。むずかしいというか、適用を十分厳格にしなければならぬと思うのです。つまり、繰り返すようにだけれども、いまの出刃包丁のごときは一見して身の危険を感じるわけですよ。だからこれは用法上の凶器となり得ることは当然だけれども、むしろ性質上の凶器に近いという面も持つておるので、用法上の凶器、性質上の凶器といふものを観念だけではつきり区別をするということはできない、その中間的なものが当然あると思うのです。ですから、その辺はやはりその適用に当たっては厳密に考えていく必要があると思う。

○伊藤(榮)政府委員 用い方によっては人を殺傷するに足りる器具、こう申ししても、もちろんやはり常識的な社会通念にのっとった判断が必要なのでございまして、それはなるほど雪のかたまりとかドライアイス、鏡もち、こういうもので人を殺すということも全く考えられないわけではな

○西宮委員 持てばマッテ一本でも凶器になるのだ、こういうことを言っておられるわけですね。私は、少なくともわれわれの常識とは大変に違うと思うのです。しかし、これは非常にむずかしいと思うのです。むずかしいというか、適用を十分厳格にしなければならぬと思うのです。つまり、繰り返すようにだけれども、いまの出刃包丁のごときは一見して身の危険を感じるわけですよ。だからこれは用法上の凶器となり得ることは当然だけれども、むしろ性質上の凶器に近いという面も持つておるので、用法上の凶器、性質上の凶器といふものを観念だけではつきり区別をするということはできない、その中間的なものが当然あると思うのです。ですから、その辺はやはりその適用に当たっては厳密に考えていく必要があると思う。

○伊藤(榮)政府委員 さようでございます。それじゃ同じようなことは、たとえばピストルを持つていないのに、いかにもポケットにピストルが入っているようなかっこうをして相手をおどかす、これもむろん同じですね。

○西宮委員 もう一つだけ、くだいようですけれども何っておきますが、凶器を示した結果、相手が非常に恐怖観念に襲われた、こういうことは犯罪構成要件としては必要であるのですか。

○伊藤(榮)政府委員 恐怖感に襲われるということとは必ずしも法律上要件とはなっておりませんが、その凶器を示したところによって、そういう手段によつて逮捕監禁という状態をつくり出すわけでありまして、当然のことながら、その示された人は抵抗がはなはしく困難か全く不能の状態になつて、そして逮捕監禁される、こういう関係になると思ひます。

○西宮委員 局長の答弁も、全体ひっくりかえりてきただけ凶器の概念は狭く取り扱つていこうというやうなことで、その点について基本的に私も同意見です。

○伊藤(榮)政府委員 用法上の凶器につきましては常にそういう問題があるわけでございまして。本来、人を殺傷するために製造された器具ではないというものでありまして、先ほどお述べになりましたように、用い方によっては人を殺傷することができるといふことが一般に考えられるやうなもの、これを、人を殺傷するために用いる意思で、客観的にそれとわかるやうな状態に置いた場合に初めて用法上の凶器になる、それまでは凶器では

○伊藤(榮)政府委員 用法上の凶器につきましては常にそういう問題があるわけでございまして。本来、人を殺傷するために製造された器具ではないというものでありまして、先ほどお述べになりましたように、用い方によっては人を殺傷することができるといふことが一般に考えられるやうなもの、これを、人を殺傷するために用いる意思で、客観的にそれとわかるやうな状態に置いた場合に初めて用法上の凶器になる、それまでは凶器では

ない、こういうふうに思います。

○西宮委員 飯田橋事件に対する判決は、私は大変重要なことだと思ふのでちょっと引用しておきたいと思うのです。

これは長さ百二十センチ、太さ約三・五センチ×四・五センチ、そういう角材が使われたブラカードだったのですけれども、単にそれだけでは凶器とはみなさないという前提のもとに、これが「八時二三分ころ法政大学正門を出発し、同二七分ころ前田建設付近にさしかかるまでの間においては、人を殺傷する能力を備えていても、社会通念に照らし、人の視聴覚上直ちに危険性を感じしめるものとは未だいえず、」先ほど私が申し上げた大正十四年五月二十六日の大審院の判決をそのまま引用しているわけですね。「これを直ちに兇器とみなすことはできない。しかしながら、少なくとも、同二七分ころ学生集団が前田建設正門前付近で青木葉署長らと接触し、うち一部の学生が同署長らに本件「角材の柄付きブラカード」で殴りかかった段階においては、客観的状況からして右物件はブラカードとして使用されるのではなく、闘争の際に使用される意図が明らかに外部的に覚知され、」云々ということ、その時点から用法上の凶器ということを取り上げているわけですね。大事な点ですから御紹介をしておきたいと思ひます。

それから、今度の法律は逮捕監禁を言っているけれども、略取誘拐は切り離しているのはなぜか。今度の改正刑法の三百七条は、逮捕監禁のほかは略取誘拐も一緒にしているわけですね。それを除外したのはどういうわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 ごらんにいただきますように、改正刑法草案の三百七条にございます一般的な人質強要罪の形におきましては略取誘拐も入れておるわけでございますが、ただいま御審議いただいております第一条ではこれを入れていない、こういう点についてのお尋ねでございますが、構成要件の中に「二人以上共同して、かつ、凶器を示して」というようになっておりますので、誘惑

などの手段でいたします誘拐というのはこれに当たらないことが明らかでございます。それから、本来暴行脅迫を手段といたします略取、これにつきましても、凶器を示して行われるという形におきましては逮捕あるいは監禁の中に含まれてしまふ、そういう関係で、二人以上共同して、凶器を示して略取誘拐するということはそれ自体論理矛盾がございしますので、抜いたわけでございます。

○西宮委員 その点はよくわかりました。それでは、いわゆる逮捕監禁の状態ですが、本文は「二人以上共同して、かつ、凶器を示して」というふうに厳格な制限があるわけですね。では、凶器を示して逮捕監禁したということなだけけれども、初めはきわめて平穩に、あるいはきわめて合法的にある人の支配下に入ったという人に対して、途中で凶器を示し、逮捕監禁するという場合は——逮捕監禁というか、逮捕監禁と同じような状態がすでに発生しておつた、そういうときはどうなんですか。

○伊藤(榮)政府委員 たとえて申しますと、誘拐をいたしまして、平穩に誘拐をするという言葉も変でございますが、凶器などを示さないで、甘言を弄して誘拐をして一定の場所に連れ込んだ、さて、そこで刃物などを示してもう出さないぞというような状態になりますと、その時点から監禁になるわけでございます。したがって、いまの例で申しますと、凶器を示して、もう出さないぞということになった時点からここに言う凶器を示して監禁した、こういうことになると思ひます。

○西宮委員 その次の、義務のない行為をやらせ、あるいは権利を行わせないという規定ですが、これは具体的にはどういう内容ですか。

○伊藤(榮)政府委員 この「義務のない行為をすること又は権利を行わないこと」というような用例は、現行刑法の二百二十三条の強要罪にある表現をそのまま持ってきたわけでございますが、端的に結論だけを申し上げれば、一切の不法な要求、これを示す言葉として「義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求」する、こうい

うふうに言うわけでございます。

なお分解して御説明申し上げますと「義務のない行為をすること」と申しますのは、たとえば身のしろ金を提供することなどの財政上の処分行為をすること、それから捜査や裁判のため勾留されている者などを釈放することの措置を政府がとること、あるいは公務員でありますとか会社役員が辞任するといったように身分上の行為をすること、あるいは国家機関、政党、会社その他の団体あるいは個人が謝罪声明を行うことといったような、例は幾らでも挙げられると思いますが、法律上そういうことを行う義務がないことに關する作為、不作為の一切を言うことでございます。

それから「権利を行わない」という例をいたしましては、たとえば国外に逃亡寸前の犯罪者を逮捕しないこと、あるいは被疑者を起訴しないことといったように、法律上認められている権利の行使を思いとどまらせること、さらには外国旅行を計画している者に計画を実行しないようにさせるというように、個人の自由権の行使をさせないということもこれに含まれるわけでございます。それから、要するに義務のない行為をすることと権利を行わせないことというのは、場合によっては境目がはっきりしない場合もあるわけでございます。両者の文言を含めまして一切の不法な要求行為がこれに含まれるということでございます。

○西宮委員 しかもそれは、そのことを要求すればそれで構成要件を満たすわけですね。謝罪文を書かせたとか外国に行くのを行かせなかったとか、そこまでやる必要はないわけですね。

○伊藤(榮)政府委員 御指摘のとおりでございます。

○西宮委員 私も実はこれ雑誌その他に出ていたやつを読んだだけですけれども、いまの謝罪文を書かせたという大正十五年の大審院の判例、あるいは部下の首を切れということを要求したという昭和七年の大審院の判決、あるいは社長排斥はするなということを他の重役に誓約をさせたという

大正九年の大審院の判決、こういうのがあつたから、おおむね実際の適用に当たつて、そう混乱するようなこともない条件ではないかと思ひますが、一応念のために伺つておいたわけですが、それから、この改正刑法では、人質の場合に第四項で取り上げられているいわゆる解放減輕ですね、これはこの法律では採用しないわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 解放減輕の規定は、この法律では採用しないことといたしております。現行刑法で解放減輕規定のございますのは、刑法二百二十八条ノ二にございまして身のしろ金誘拐の場合でございます。身代金誘拐罪ができました当時の社会状況を見ますと、特に赤ん坊が主でございまして、これが何者かによつて奪い去られて全くどこにおるのかわからない、安否ももちろんわからぬという状態に置いておいて親に身のしろ金を要求する、こういう行為が頻発いたしましたので身代金誘拐罪という規定が設けられたわけでございますが、そのときにそういう犯罪の実情として、誘拐をされた赤ちゃんなどの居場所が全然わからないというのがそういう犯罪の特色でございまして、身のしろ金は、払うものは払つてもいいからとにかく誘拐された赤ちゃんだけは安全に解放してほしい、こういうきわめて特殊な刑事政策的な見地から異例な減輕規定が設けられたわけでございます。しかしながら、ただいま御提案申し上げておりますこの事犯の關係になりますと、最近の事例に徴しても明らかに、犯人は建物でありますとか乗り物でありますとか、所在の明らかな特定の場所に入質を盾にとつてこもりまして、そうして不法な要求をする、不法な要求が実現しますと人質を連れて海外などの安全な場所まで行つてそこで人質を解放するという例が非常に多いわけでございます。かような場合に、たとえばダッカで人質になった人がアルジェリアで解放される、こういうような場合まで一律に減輕しなければならぬということにするのは適當ではないというふうに考えられますので、今回のこの法案においては解放減輕規定は置かないことに

しておるわけでございます。特に情状くむべきものがあれば、刑法総則にございます酌量減軽の規定の活用を裁判所に期待する、こういうことで賄えるのじゃないかというふうに思っております。

なお、改正刑法草案の三百七条で解放減軽の規定を置いておりますのは、その三百七条の人質強要罪は身代金誘拐罪の一般法の関係になりますので、特別法の関係に立つ身のしる金誘拐に解放減軽があるのに、それより下のランクという表現が悪いのですが、そういう一般法に解放減軽がなくしては均衡を失うという観点から一応置くこととしておるわけでございますが、身のしる金誘拐の解放減軽規定の運用状況を見ますと、制定されてから適用された例がほとんどございせん。そういうこともございせんし、いまから考えてみますと、赤ん坊さえ返れば金は取られてもしようがないわという考え方自体も多少問題があるところではないかということで、将来刑法の全面改正の際にはこの解放減軽規定というものを再検討しなければならぬ、なくす方向で再検討すべきではないかと考えておるところでございます。

○西宮委員 いまの航空機のハイジャックみたいなことはほとんどアルジェリアで解放する、あるいはベンガジと言いましたか、あそこで飛行機を爆破した。リビアですか、ベンガジで解放する。だからそういうところで解放したのではさっぱりありません。たまたま解放した。そこで解放してからその人を減軽する、減軽してやっつて、こっちの日本政府なり日本国民としてはちっとも御利益がないわけですね。しかし日本の、たとえば政府の官庁を襲ったというふうな場合など、これは大臣もひとつ考えていただきたいと思うのだが、そういう場合などはむしろ、早く解放しろ、そうすれば刑は軽くしてやるぞ、そういう制度があった方が、あるいはそういうやり方をした方が早く解放させることに役に立つのじゃないか、その点どうですか。だから、これは立法上の問題として十分考えていい問題じゃないかと思うのだ

が、大臣、お考えがあったら言ってください。

○伊藤(榮)政府委員 身のしる金誘拐の場合に、解放減軽規定を設けて、これによって誘拐犯人を説得しようということであったわけですが、その規定を示しても全く成功しないわけでございます。余り効果がない。また特に犯人の大変な要求を第三者が受け入れた後において、ただ人質の生命だけを保護したからといって、どうしても一律に減軽してやらなければならぬというのはいくらも常識的でないのじゃないかという気がするわけでございます。むしろ今度の立法の考え方としては、人質をとることはけしからぬ、けしからぬが、その人質の命をとるようなことをやったら本当に承知しないぞという意味で、第三条を置くことによって御指摘と同じような効果をねらいたいと思っております。

○西宮委員 その次にお尋ねをしたいのは、ここで規定されている犯罪を政治犯とみなす余地があるかどうかということです。政治犯とは全く考えられない場合もある。きわめて卑劣な、きわめて反人道的な犯罪であって、とうてい政治犯などと呼べるものじゃない、そういう例が多いと思います。しかし、中には政治犯の範疇に入るものもあるのじゃないかと考えるわけですが、それはどうですか。

○伊藤(榮)政府委員 政治犯の問題でございますが、政治犯という概念自体が実は国際的に固まっておらない概念でございます。よく絶対的政治犯と相対的政治犯という分け方をされたいたします。世界各國でだれが見ても政治犯に間違いのないということになっておられますのは、たとえば反逆罪とか、そういう全く政治的な主義主張を通す行為だけが犯罪であるという場合に政治犯であるというところは共通しております。それでは、政治的な一定の目的を達するために暴力的な行為をする、一般犯罪を犯すという場合に政治犯になるかどうかについては、必ずしも一定した見解はないわけでございます。

最近の状況を見ますと、ハイジャック犯人など、

国際手配をするということからもわかりますように、主義主張のいかんにかかわらずきわめて卑劣な犯罪であって、とうてい政治犯というふうなものではないという扱いに国際的な合意ができてつあるように思われるわけでございます。ただ、一部中近東諸国の中にはなお、政治目的であれば政治犯だという見方をしている国もありますけれども、大勢はそうではないと思えます。

私もこの法案の第一条、第二条、第三条に書いてありますような犯罪はまことに卑劣きわまりない一般犯罪であって、政治犯というものは断じてない、こういう考え方でございしますので、ごらんいただきますように、政治犯に特有の禁錮という刑を置きませんで、懲役一本でいくということにしておるわけでござい

ます。

○西宮委員 政治犯として取り扱っていないということはよくわかりますが、政治犯の場合ならば、犯罪人が外国に行った場合に引き渡しをしないという国際間の条約があるわけですね。ですから、政治犯ということになれば犯人を引き渡さないという慣例が適用されることになると思うのだが、いまわれわれが審議しておるこの法律では、そういう場合は全くあり得ないという前提ですか。

○伊藤(榮)政府委員 中には政治的な主義主張を貫くためにこういう犯罪に出る者があるであろうというものは予測させるわけですが、そういう目的でやりました、この種のきわめて悪質かつ卑劣な行為というものは政治犯として評価することは断じてできないと思えます。

○西宮委員 私は、法律の内容については大体この程度にしておきたいと思っております。先ほど来、法務省以外の三省庁の担当官に来てもらいまして質問をした際にも申し上げたのですが、「よど号」事件で何を学んだかというお尋ねをし、さらにそれに関連して、さっき大臣が述べられた、各般にわたる防止対策を強力に推進してまいりましたというところについて、何をやったかというところをお尋ねしたわけですが、さっきの法務省以外の

三省庁の皆さんからの説明でも、ないしは先ほどの私の質問に対する刑事局長の答弁でも、何となく「よど号」の教訓が十分に生かされていなかったのじゃないかという感じがするわけですね。

そのうちのひとつに、大臣、これは法務省の所管事項ではないかもしれませんが、あの当時のハイジャックは、かつて局長が他の質問者にお答えになったように、国外に脱出するということが目的だったわけですね。特に国外に脱出するということが頻繁に行われたのはアメリカとキューバの間ですね。あれは回数も実に頻繁だったのだけれども、これは要するに、あそこには正当な国際関係が樹立されておらないために、万やむを得ずあのような方法でキューバに行くということが行われておった。国交が正常化してくればそういう必要はなくなってしまう。だから、ハイジャックという問題は、一般国民がこうむる犠牲はすいぶん大きいものだけれども、やり方次第でそれは全然起これなくても済むということはあり得るわけですね。たとえば「よど号」事件の際に、田宮何しが以下あれだけの人間が朝鮮民主主義人民共和国に脱出していったわけですね。正当な渡航のルートがないということでああいう方法をとった。しかし、ああいう方法をとられてみると、国民のこうむった被害というのはまことに甚大だったわけ

です。ですから、私が法務大臣に希望したいのは、そういう未承認国に対する往来をもう少し自由にする、あるいは緩和する、こういうやり方をとったかどうか。未承認国に対する国交の正常化ということが根本的な解決方法ですけれども、それがない間でも、少なくとも行ったり来たりはできるだけ自由にさせてやる、それによってかなり防げるのじゃないかという気がするのですが、いかがですか。

○瀬戸山国務大臣 未承認国といえども、その国に渡航といえますか旅行をする場合には、ものによつてはもちろんな国としてはこれを認めておるわけでございます。ただ、わが国の治安なり、国民

に大きな弊害を及ぼすような状態の渡航は国益のために許さない、こういうことにおおむね同意ありまして、御承知のように観光とか、あるいは通商といふような経済問題とか、あるいは体育、文化活動とか、そういう目的であれば、それは彼らといふも必ずしも渡航を禁止しておるわけではありません。ただ「よど号」事件に關係した連中は他の犯罪で日本で裁判を受けておる状態でありましたから、これは許すわけにいかないわけでありまして、彼らの目標が何であつたか私自身は余りつまびらかにしておりませんが、とにかく革命活動をした、そういうものに案外意思を相通ずることができるといふ意味で北朝鮮にありあけい強硬手段をもつて行ったのじやないかと思ひますが、未承認国でも全部旅行を禁止しておるといふわけでないことは御理解いただけると思ひます。

○西宮委員 要するにケース・バイ・ケースだといふことになるのだと思ひますけれども、もう世の中が大分落ちついてきて、國際關係でもかなり改善をされて安定してきてゐるわけですから、そういう未承認国に対する往來といふようなことも相当緩和して、いまのように日本で刑事裁判で裁判中の人間とかこういうのは困りましたけれども、そうでない場合にはそういう点は相当緩和するといふふうな態度を改めてほしい、さらに一層それを推進してもらいたいといふことを希望しておきたいと思ひます。

それで刑事局長、「よど号」のときは国外脱出だけを目的にしたわけですね。したがつて、航空機強取処罰法という法律をつくられたわけですが、あつた時には、将来犯人は国外脱出以外の目的を持つてであらう、そういうことを要求するであらうといふことは全く想像しなかつたわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 昭和四十五年の前半の時点におきましては、世界的に見てもハイジャックといふのは亡命その他の国外脱出目的のみに行われておりました、乗客、乗員を人質にとつて何か無法な要求をするという事態は、その後四十六年以降に諸外国でも出てきたわけでございます。したがひまして、四十五年当時の立法担当者は、まさかそういう卑劣な凶悪な犯罪が将来起きるといふようには思ひなかつたものと考えております。

○西宮委員 さつき申し上げたように、私は昭和四十五年四月の新聞記事などをいま振り返つてみて、いろいろな問題が提起されてゐることを知つたのですけれども、その当時でもそういうことを懸念する向きもあつたわけですね。そういう論議等もあつたわけですね。それに気がつかなかつたといふのならば、まことにうかつだつたといふふうな言わざるを得ないと思ひますのですけれども、そこで、さつき何回も繰り返したように、今度はこれで十分なのかといふことをお尋ねしたのですが、しかしそのときはそこまで考へなかつたといふのならば、これ以上論議をしても仕方がないと思ひます。

「よど号」事件が起つて、昭和四十五年に航空機強取処罰法をつくつた。ところが三年たつた四十八年には、今度はまた日航のジャンボ機の乗取りが起つた。そしてまたこの間はダッカ事件が起つたわけですね。それを見るとき、いま法務省が特に強調しておられる刑罰規定の強化による抑止力といふのは私に疑問を持たざるを得ないわけですね。むしろ私がさつき、そういう起り得る事態を考へてあらかじめ立法もそれに対処すべきだといふことを言つたのは、これは政府が法律には十分そういう抑止力があるのだといふことを強調されるから、それならば将来起り得る事態に対しても法律は備へるべきだ、こういうことを申し上げてゐるので、だからそこははっきりと混同しないようにしていただきたいと思ひます。私は一般論として、こういう刑罰の強化がそれだけの抑止力になり得るかといふことについては根本的な疑問があるわけですね。その点、大臣いかがですか。

○瀬戸山國務大臣 刑罰の抑止力についてはしばしば議論のあるところでありまして、刑罰があらば犯罪が対象としておる違法行為といふか犯罪行為、社会に害を与える行為が全部なくなると

いふものではないと思ひます。しかし、刑罰がないときのことを想像いたしますと、やはり刑罰によつて相當のそういう社会に害をなす行為が抑止されてゐる、これまた間違ひないことだと思ひます。

こう言つてはまことに恐縮であります、人の物を取つても別に罰することはないのだなどといつたら、世の中はともじやないがまさきがつかないと思ひます。でありますから、刑罰には相當の抑止力がある。しかし、特にこういう確信犯などといふものについては、他の場合とは違つて抑止力は相當減殺されると思ひますが、しかし、そういう反社会的な行為については刑罰をもつてこたえる、これはまた社会の秩序を維持するためには當然なことである、私どもはさう考へております。

○西宮委員 法務省で出しておられる犯罪白書によると「過激派集団の犯罪」という一節がありまして、その中に「これを根絶するためには、徹底した検挙と嚴重な処罰を必要としよう」と書いてあるのですね。けれども、逆に言うならば、徹底した検挙と嚴重な処罰をやれば根絶できるのだ、こういうふうな書かれておるわけでありまして、私はそれで果たして根絶できるのか、それならばいまのような事態はもつと改善されておるべきはずじやないかといふふうな思ひますが、これはいかがですか。

○伊藤(榮)政府委員 刑罰の抑止力についてはたゞいま大臣からお答えがございましたが、これが抑止力を發揮するために必要な大きな前提がございます。それは犯人が必ずつかまゐることでありまして、つかまつた犯人が速やかに適正な刑罰を受け、こういう一連の系統があつて初めて刑罰の抑止力が十分に担保されるわけでございます。たとへば最近また覚せい剤が流行しておりますが、戦後いゝゆるヒロポンと言われたころの大流行が、覚せい剤取締法の制定及びこれに伴う取り締まりの勵行によつて一時ほとんどゼロに近い数値を示すようになったこともあつたわけでございます。こ

の一例から見ても、ただいま御指摘になりました犯罪白書にございますように「徹底した検挙と嚴重な処罰」といふことが何としても大事である。そういう意味で、今回御提案いたしてありますような犯罪を犯した者がなかつたかまつておらぬといふところは私も大變反省しておるところでございますが、何とか草の根を分けてもつかまゐるといふことが必要ではないかと思ひます。

○西宮委員 いま私が朗読したのは「徹底した検挙と嚴重な処罰」これによつて根絶をするのだといふことですね。それで「徹底した検挙と嚴重な処罰」、その点に關しては、いま局長も言われたので私は全く同感ですけれども、そういう犯罪は必ずつかまゐるといふことが、それ以後そういう類似した犯罪が発生するといふことを抑止するためには非常に有効だと思ひます。だから徹底した検挙が先で、嚴重な処罰という方は、ウェットから言つたらずと軽い。とにかくそういう人はつかまゐるのだ、やればつかまゐるのだといふことが——これはいゝゆるこういう公安事件以外でも、あらゆる犯罪がそうだと思ひますけれども、だから、とにかく悪いことをした人はつかまゐるのだといふことになれば、世の中の犯罪を大いに減少させることができると思ひます。ただ刑を加重するといふことだけでは、むしろ場合によつたらば、あつたやうな異常な無謀なことをする人たちが、かえつて自暴自棄に迫りやうしてしまふといふことだつてあり得ると思ひます。だから徹底した検挙といふことは、私は非常に大事なことだと思ひますけれども、それが残念ながら実行されておらないといふことは非常に遺憾なことですね。これは治安を担当する大臣として、この辺についてはぜひ御所見を伺つておきたいと思ひます。とにかく悪いことをした人はいつかはつかまゐるのだ、そういうことがずつと行われれば、世の中の中の犯罪はずつと少なくなつていくと思ひますが、いゝゆる状況は残念ながらさうではないわけですね。いかがですか、大臣。

○瀬戸山国務大臣 もちろん犯罪に対しては徹底した検挙、必ずつかまえるのだということが非常に大事でございます。しかし、つかまってもまたすぐ出るのだということでも、これはまた抑止力にならない。いまおっしゃったように、つかまらないうというの、つかまったら罰される、とんでもないことになるのだという意識があるから、警察庁も盛んにさつきから御説明がありました。なかなかつかまらぬように逃げ隠れてやっております。これはやはり刑罰制度があるからだと私は思います。これは両々またないとなかなかそうはいかない。裁判の話に移って恐縮であります。いま裁判中の者でも、速やかに正当な処罰をしない仮釈放中の者が再び犯罪を犯しております。現に成田事件等にもそれがあつたわけでございます。やはり両々またなければいけないと思います。

それから「根絶」ということが書いてあるわけではございますが、この根絶は、徹底検挙はもとよりではございますけれども、率直に言つて、検挙をし処罰するだけで、かようなことが根絶すると私は思いません。やはりその他の教育の問題なり社会の改良なりいろいろあわせて総合的にしなければ、この種のもののばかりでなくて、犯罪というものは根絶しない。これは刑事政策の面から白書は書いてあるからさように書いてありますが、それだけでこういうものの根絶ということとはなかなか期待できない。諸般の政策を総合して、そういう人がそういうものに走らないような政策もあわせてやる必要だ、かように考えておるわけでありませう。

○西宮委員 その諸般の政策ということですが、私も全く同感だと思つてます。この種の過激な行動に走る青年たちですね、何がそも原因であつたかといふことは一人一人実態を究明しないとわからぬと思つてますけれども、いまの社会が若い青年たちにはなかなか納得できない。これはわれわれ政治に關与している者が、われわれ自身が反省をしなければならぬという点もたくさんあります。政治がきわめて無氣力だといふふうなことも

あるうし、あるいはいろいろな汚職事件その他が統発するといふようなことで正義感が傷つけられるといふようなこともあるだろうし、あるいはまた、ことに最近のようになると、倒産とか失業とか、そういう問題で非常に経済的にも困難をする、自分なりあるいは自分の家族がそういうような状態に置かれるといふような例もあると思つてます。あるいは、この間私もテレビを見ておつて大いに感じさせられたのですけれども、ことし大学を出た卒業生で、全く大学とは縁もゆかりもない、そういうところに就職をしているいろいろな例を放映しておりましたけれども、たとえば一例に、ある理科学の大学院を出た人がタクシーの運転手としてタクシー会社で特訓を受けているわけですね。そういう状況を見て、私はタクシーの運転手という職業をまことにうらやまな職業だと思つて、しかし、少なくとも大学で学んだ学科とは全く無縁なわけですね。だから、大学で長い間研さんを重ねたということが全部死んでしまつていくわけですね。そういうことになる、いまの社会に對して非常な不満を持つといふこともやむを得ない、当然だと思つてます。したがつて、そういう欲求不満な人たちが、あるいはそういう落ちこぼれる人たちは、暴走族にでもなるか、あるいはこういう方面に走るか、どつちか以外に道がないのじゃないかと思つて、うらやまな人も相当あるわけですね。あるいはもう一つ言わせていただくならば、日本における失業者とかそういう経済的にも非常に苦しい人があつる。同時にまた、反対に大変なほろもうけをしているといふような、大変な所得の格差がある。こういうところにも私は若い青年に疑問を感じさせるといふような点が恐らくあるに違いないと思つてます。これは決して中国がいいと言つてわけじゃありませんけれども、たとえばあそこなんかは月給は六十円が大体平均のようですが、最高の毛沢東などが四百円なんです。その程度の所得の格差しかない。そういうのに比べてみると、日本などの何と格差が激しいことか。そういうところから青年がいろいろ疑問を感ずるとい

うようなことが少なくない。ですから、そういう意味では社会として、あるいは特に政治の責任を持つてゐるわれわれとしては考えなければならぬ問題がある。私は、こういう問題は決して法務大臣だけではなしに、政府全体として取り組んでもらわなければならぬ問題であるといふふうに考えるのですが、大臣の御所見を聞かせてください。

○瀬戸山国務大臣 さようなことはいろいろな考え方があると思つてます。いかなる時代いかなる社会でもなかなか理想的な社会はできない。考えられることは、やはり政治が公正で、経済もできるだけに連帯の精神で、お互いに平和に生きていくように社会をつくり上げる、こういうことに努めなければならぬと思つてますが、さればといつてなかなかそういうことが完全にできるものじゃない。そういうことはもとより努めなければならぬと思つてます。ただ、現在の日本の状況を見ましても、これはいろいろのことがございしますが、そうかといつて、それじゃ全部一億一千万の国民が不満で過激派になるかといふと、そんなものじゃないのです。私は、私の認識があるいは不十分であるかもしれませんが、やはり人間の社会といふものに対する考え方といふますか見方といふますか、ああいう行動に出る人は、遺憾ながら非常に未熟である、みずからの努力が足りない、そして望むことが大きい、非常に不完全な人間だと思つてます。不完全だからこれを仕方がないと言つて見逃すことは適当じゃありませんから、そういう不完全な人も補つてやつて、そういう不幸な道に入らないようにすることも、また当然あらゆる方面から考えなければならぬと思つてますが、そういう意味において、率直に言つて彼らは非常に未熟な人間である、かように考えております。

ついでに考え方といふますか、認識といふものが非常にひずみを生じておる。そこにああいう現象が起る根源がある。憲法の見方を誤つておる。また、憲法の教え方を間違つて教えておる教育がある。最近ではだんだん変わつてきたと思つてますが、やはり進歩的文化人だとかなんだといふ人は、私から言つて、誤つた教育をして後に責任を負わないといふ現象がたつきあります。私は率直に言つて、犯罪をかわいそうだとは思つてませんが、ああいう道に入つておる人の状態を見ますと哀れだと思つて。かわいそうだといふ一面も私は人間として持つております。そういう考え方各般のものを総合してやるべきだと思つてますが、世の中はなかなか理想的にいかない、これが私の本當の偽らざる所感でございます。

○西宮委員 なかなか思つてゐる理想にいかないといふこと、現実はそのとおりだと思つてますが、少なくとも、われわれ政治に關与する者としては、できるだけマイナス面を軽減していくという努力をしなければならぬといふことでいま申し上げたわけですね。成田問題について、もうさつきも申し上げたから決して繰り返すつもりはありませんけれども、問題の根源はどこにあつたかといふことを、法務大臣といふよりも内閣で、政府でぜひそういう点を十分掘り下げて、もう一遍原点に返つてこの問題を検討してもらふ。原点に返るといふのは何だといふことは、もう十分おわかりだと思つてますから繰り返しまけんけれども、ぜひそういう姿勢で取り組んでもらいたいと思つてます。

そこで、今度の第二期工事ですね。その区域の中には十八戸の農家がある。恐らくあと一兩年の間にはそこも立ち退いてもらわないと第二期工事ができないといふ実態です。その時点で、恐らく成田の空港には毎日数万人の人が出入りをする。乗客、それから見送る、その他の人が数万人を数える、これは予想されてゐるわけですよ。そういう一方において十八戸の農家に立ち退きを求めるという時点で、空港の方には数万人の人間が集まつているという状態だと、一体そのときはどうい

ことになるのだろうかというのを想像すると、想像しただけでも憚然とするわけです。だから、そういう問題は、本当に胸襟を開いて話し合いでもしないといふとんでもないことになるというところが十分に予想されるので、このことを申し上げておきたいと思ひます。

大分遅くなりましたのでこれで終わりにいたしますが、最後に刑事局長にお尋ねをいたします。西ドイツで新しいハイジャック防止のための立法をしたというのを聞きましたので、それを御承知でしたら知らしていただきたい。

それから、くれぐれも法務大臣に申し上げたかったのは、そういういわゆる刑を加重するということだけで犯罪の抑止ができるのだというふうな思ふことは、法律、立法というものを過信し過ぎる結果になる。私はここに持つてまいりましたが、時間もありませんから朗読もいたしません。これは細かい字でいっぱい羅列してありますのは、治安維持法の時代に起こった各種の治安事件、公安事件なんです。だから、ああいう治安維持法という嚴重な法律があつて、しかも、警察と憲兵と一緒に取り締まっておったときにさへ、こういう教え上げられないくらい皆さんの大小さまざまな事件が起こっているわけです。だから、そういう法律と検察だけで抑え切つてしまふというところはなかなかできない。だから、それとあわせて各種の施策を講ずるのにならうに講じてもらふというところが実際に必要だということを、くどいようですけれども繰り返して申し上げたわけなんです。

それじゃ局長に、いまの質問に対してお答えをしていただきます。

○伊藤(榮)政府委員　ごく最近、また西ドイツにおいて立法を行ったようでございますが、また、その詳細について入手いたしておりますので、ここでは一九七六年八月に制定されました刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、連邦弁護士法及び刑法を改正する法律、いわゆるテロ防止法でございますが、これを御説明申し上げておきます。

この長い名前の法律でございますが、中心をなしますのは刑法と刑事訴訟法の改正でございます。まず刑法につきましては、第二百二十九条のaを新設いたしまして、謀殺、故殺または民族殺、恐喝的な略取または人質取得の場合における人身の自由に対する犯罪行為などの罪を行うことに向けられた団体の結成に参与した者は六月以上五年以下の自由刑に処する、主謀者は一年以上十年以下の自由刑に処する、こういうことにいたしましたのでございます。

次に刑事訴訟法につきましては、ただいま申し上げました第二百二十九条aに基づく犯罪的団体結成の罪につきましては、謀殺、故殺及び民族殺並びに人質取得等人身の自由に対する犯罪行為を目的とした場合には、逃亡のおそれや罪証隠滅のおそれがなくても、行為の重大性ゆゑに当然勾留ができる、また、同罪で勾留した場合には、弁護人と被告人、被疑者との文書その他の物件の授受について裁判所が監視処分を行うことにする、さらに、審理の対象となつてゐる行為に参与したことを理由として当該手続から排除された弁護人は、同一の手続の在宅でない被疑者、被告人をも弁護できない、また、被疑者、被告人との交通権を乱用しての犯罪の予備及び執行施設の保安危害を理由として排除された弁護人は、右のほか、排除された時点ですでに開始されてゐる刑法第二百九条aによる犯罪行為を対象とする他の手続の在宅でない被疑者、被告人の弁護もできない、こういうことを内容としたものでございます。

なを、蛇足でございますが、西ドイツのほかに、この種の法律は、スウェーデン、イギリス、スペイン等でも制定されてゐるようでございます。

○瀬戸山國務大臣　先ほど来、西宮委員からいろいろ御意見を承つてありがとうございました。成田空港の問題についていろいろお話がありましたが、率直に言つて、公団なりあるいは政府のやや手落ちといふところがあると思ひますが、努力が足らなかったところがあると私は思つており

ます。しかし、現在も開港の準備をしております第一期工事に関する土地あるいは建物については、大体土地が三百ヘクタールぐらいあると思ひますが、その九〇％まではもう任意で、相談の上で話がついておる。その中に百四十五戸の建物があつたわけでございますが、これも全部話し合いの上で解決しておるわけでございます。一部土地について、ほんの九〇％以外のものはやむを得ず強制取用をした、それが現在残つておるのが三ヘクタール、こういう状況でありまして、非常な努力をして地元の皆さんと話し合いをしてやつておるわけでございます。一部まだ第二期工事についても、話し合いによつて大部分が解決しておりますが、直接第一期工事の現在地域の関係のない農民の人がやはり不満を持つておる。それから第一期工事についても、やや反対された人が、数は少のうございますが、反対をずっと叫んでおるわけです。これについて私は申し上げるわけでございますが、もっと誠意を尽くして、ひざを突き合せてお互い理解を求め、そしてそういう方々の生活の将来を考えて措置をする、こういうところにやや欠けておつた点があると私は思つてゐる。ただ、あの運動が変形をいたしました。先ほど警察からお話がありましたが、ほかにもあるわけでございますが、何かの問題で地域の住民の反対運動等がありまして、それを利用して意味で過激派集団等が入り込んで、目的は別でありますけれども、このかさに隠れてといひますか、ものを着て運動をする、これに変形してしまつておる、こういうのが現状であると思ひます。でありますから、その分は徹底的に排除をしなければならぬ。こういうことでありますので、まだまだ開港後の問題がありますから、閣内でも今後の問題については、現在反対闘争に加つておると言われておる二百人足らずの人、あるいは今後第二期工事に関係のある人もあると思ひますが、将来が大事でございますから、あの空港の安全と航行の安全を図るということは絶対必要でございますので、そこで地元の皆さんと、この段階に及んで

も腹を打ち割つて、誠意をもつて話し合ひなければならぬ、そして円満に解決するようにしなければならぬ、こういう方針を決めております。そういう状況が出ましたら関係みずからが出向いて向こうの意見も聞き、また対策を講ずべきところは対策を講ずる、こういう覚悟でありますから、ひとつ皆さんも御協力いただきたいと思ひます。

○鴨田委員長　次回は、来る十八日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することにし、本日は、これにて散會いたします。

午後二時五十三分散會